

保育所や幼稚園等と 小学校における連携事例集



平成21年 3月

ま え が き

幼児期の教育を担う保育所と幼稚園における新しい基準として、保育所保育指針と幼稚園教育要領が本年4月から施行されます。

この新しい保育所保育指針と幼稚園教育要領においては、小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれました。また、小学校学習指導要領においても、幼稚園に加え保育所との連携が新たに明記されました。

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のためには、国公立や幼稚園・保育所を問わず、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要です。そのためには、各施設同士における連携に加え、設置者や所管部局が異なる施設が連携しやすいように地方公共団体が連携のための環境を整備することなども大切です。

本事例集は地域の実情に応じて工夫がなされている事例を取りまとめたものです。本事例集を参考として、各地域の実情に応じ、創意工夫を生かし、連携に取り組んでいただくことを願っています。

本事例集の作成に当たっては、保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議の委員及び事例提供者の協力を得ました。ご協力くださった皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

村 木 厚 子

目 次

1. 保育所や幼稚園等と小学校の連携の必要性	1
2. 連携の効果	2
3. 連携に当たっての留意事項	
(1) 地方公共団体の支援	3
(2) 各施設における連携の推進	4
(3) その他	5
4. 各地域における連携の事例	
○保幼小連携の例	
栃木県	6
山口県	13
愛知県及び阿久比町	18
横浜市	24
大津市	32
北九州市及び中井小学校区	38
○保小連携の例	
熊谷市及び吉岡小学校区	43
松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校	48
東京都大田区内の公立保育所と公立小学校	54
○幼小連携の例	
東京都中央区	59
大阪府門真市内の私立幼稚園	61
(補足資料)	
各地域における事業等一覧	65
別添1 保・幼と小における連携	68
《参考資料1》保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領等 (関係箇所抜粋)	69
《参考資料2》保育所や幼稚園等と小学校の連携に関する主な答申等における記述	74
《参考資料3》保育所や幼稚園等と小学校の連携における成果と課題	81
《付属資料》	
「保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議」委員名簿	83

1. 保育所や幼稚園等と小学校の連携の必要性

- 我が国では5歳児の97%は保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所や幼稚園等」という。）に通った後、義務教育段階である小学校等に入学している。
- 保育所や幼稚園等で行われている幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであり、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動としての「遊び」*1を重要な学習として位置づけ、保育課程や教育課程を編成し、教師や保育士が意図的・計画的な指導を「環境を通して」*2行っている。
- 幼児期の教育では、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、また、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」を育んでいる。
- このような特質を有する幼児期の教育は、子どもの内面に働き掛け、一人一人のもつ良さや可能性を見だし、その芽を伸ばすことをねらいとしている。従って、幼児期の教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎を作ること、「後伸びする力」を培うことを重視しているといえる。
- 義務教育は子どもの有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという役割を果たしている。このため、義務教育においてははすべての子どもに一定水準以上の教育を保証することが求められている。
- また、小学校では、時間割に基づき各教科等の内容を年間や単元の指導計画の下で教科書などの教材を用いて指導している。
- このように、遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育では教育内容や指導方法が異なっているものの、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されていることが望ましい。
- しかし、小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子どももおり、小学校1年生などの教室では、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないな

*1 幼児期は、知識を教えられて身に付けていく時期ではなく、遊びの中での直接的・具体的な体験を通して生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育成していく時期である。

*2 幼児が生活や遊びを通して様々なことを学ぶためには、人やものなどの周りの環境が大切である。このため、保育所や幼稚園等では、幼児にとって必要な体験ができるよう周りの環境をつくり出している。

ど学級がうまく機能しない状況も見られる。

- このことから、子ども一人一人がこうした生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりなどすることが求められている。
- これは、保育所や幼稚園等における教育か小学校教育のどちらかがもう一方の教育に合わせることではない。各施設がそれぞれの果たすべき役割を果たすとともに、保育所や幼稚園等と小学校との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携することが求められている^{*1*2}。
- なお、本事例集は地域の実情に応じて工夫がなされている事例を取りまとめたものであり、これらを参考として、各地域において、その実情に応じて創意工夫を生かし、連携に取り組んでいただきたい。

2. 連携の効果

- 保育所や幼稚園等と小学校の連携により子どもがより生活の変化に適応しやすくなるとともに、連携の効果として、例えば、以下のようなものが考えられる。
 - ①子ども同士の交流活動
 - ・ 幼児が小学校生活に親しみ期待を寄せたり、自分の近い将来を見通すことができるようになる。
 - ・ 児童が幼児に伝わるような言葉使いやかかわりを工夫したり、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりする。
 - ②教職員の交流
 - ・ 幼児児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深めることにより、円滑な接続に向けた指導方法等の改善ができる。
 - ・ 義務教育修了までに子どもに育てる力という長期的な視点から、子どもの発達の段階に応じてそれぞれの施設が果たすべき役割について再認識できる。

*1 平成18年10月に保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園制度を新たに創設し、保育所保育指針と幼稚園教育要領の作成に当たって教育内容の整合性を図り、幼児教育の充実に努めてきた。発達と学びの連続性を確保するためには、幼児期の教育を担う保育所、幼稚園、認定こども園が教育の充実に図り、その成果が小学校教育につながるよう連携をしていくことが重要である。

*2 平成20年7月1日に策定された「教育振興基本計画」において、「幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年度から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。」とされている。

③保育課程・教育課程の編成、指導方法の工夫

- ・ 保育課程又は教育課程の編成や指導方法を工夫し、幼児期の教育と小学校教育との段差を小さくすることにより、子どもの生活の変化へのとまどいが減る。

3. 連携に当たっての留意事項

(1)地方公共団体の支援

- 通園区域が広い保育所や幼稚園等では、在園児の就学先（進学先）が多数の小学校となる場合がある。一方、小学校でも多数の保育所や幼稚園等から子どもが入学する場合がある。
- このように、保育所や幼稚園等と小学校が連携を図る場合、複数の保育所や幼稚園等と複数の小学校が連携を図る必要がある。このため、保育所や幼稚園等及び小学校の設置者は、市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人等と多様である。
- 設置者等が異なる複数の施設が連携を図っていくためには、保育担当部局、教育委員会、私立学校担当部局等の関係部局が連携し、地方公共団体として支援をすることが大切である。
- 地方公共団体としての支援として、保育所や幼稚園等と小学校等の関係者による連絡（連携）協議会の設置、合同研修の開催、長期派遣研修等の職場の相互体験、非常勤講師等で相互の経験者を活用すること、人事交流、幼稚園と小学校の教員免許の併有、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進することなどが挙げられる。
- さらに、各施設における連携の事例や成果の周知、連携に当たっての配慮事項等、各施設が連携する上で参考となる資料の作成なども考えられる。

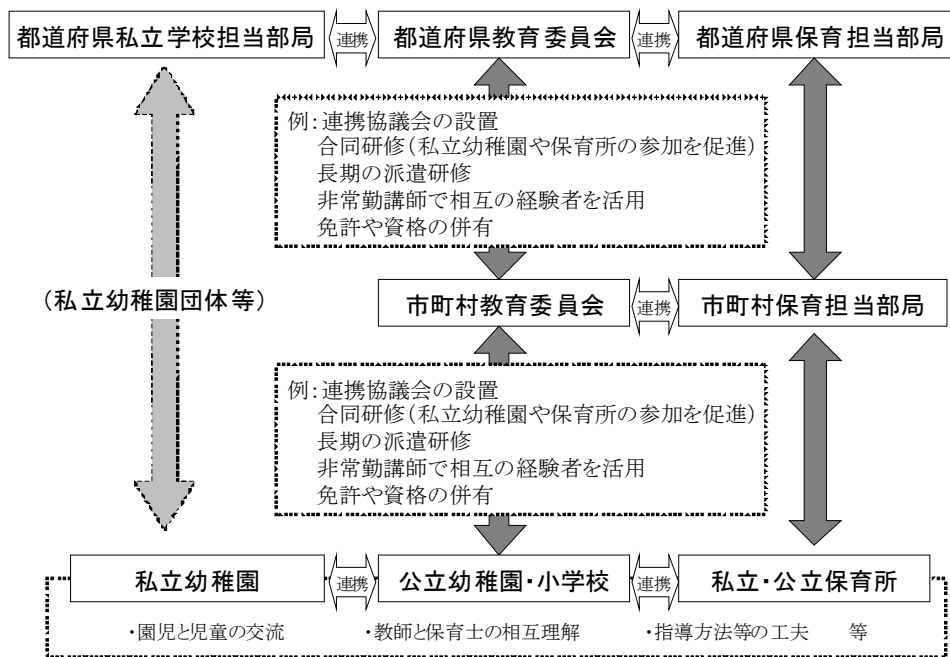


図1 連携の例

(2)各施設における連携の推進

【組織的・計画的な連携】

- 連携の担当者を決めるなど、体制整備を図るとともに、活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に行うことが大切である。その際、例えば、幼児と児童の交流活動を通して教職員が相互の教育内容等について理解を深めたり、子ども同士の交流活動と教職員の交流を年間計画に位置づけたりするなど、以下①～③について相互の関連に考慮することも大切である。

①子ども同士の交流活動

- ・ 幼児と児童と一緒に活動し双方にとって意義のある交流活動となるようにするとともに、継続的に取り組み、交流が深まるようにすることが大切である。
- ・ そのためには、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画を作成する、教材研究を深めるなど、事前事後の打ち合わせ等を行うことが大切である。
- ・ 担当学年だけでなく、全教職員の理解の下に行うことが重要であり、子どもの長期的な発達の見通しや指導について考えることが大切である。

②教職員の交流

- ・ 発達や学びの連続性を確保するため、相互の教育内容や指導方法の違いと共通点、幼児や児童の実態について理解を深めることが必要である。
- ・ そのためには、保育士と教師の意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設ける必要がある。

③保育課程・教育課程の編成、指導方法の工夫

- ・ 保育所や幼稚園等では小学校以降の生活や学習の基盤、つまり「生きる力」の基礎を育成している。例えば、遊びを通して幼児が学ぶ楽しさを知り、積極的に物事にかかわろうとすることは小学校での学習意欲につながる。また、他者への思いやりや感動する心等の豊かな心や健やかな体も育成している。
- ・ 小学校では幼児期の教育との円滑な接続を意識し、生活科を中心とした合科的な指導を行っている。
- ・ これらを踏まえつつ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に資するよう、各施設において保育課程・教育課程の編成や指導方法を工夫することが大切である。
- ・ 具体的な指導方法の工夫としては、保育所や幼稚園等において、修了近い時期には小学校への入学を念頭に皆と一緒に保育士や教師の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことなどが考えられる。
- ・ さらに、共に協力して目標をめざすということは、幼児期の教育から小学校教育へとつながっていくものであることから、園生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切である。
- ・ 一方、小学校では、保育所や幼稚園等で遊びや生活を通じて学んだことを先行経験として生かしていくことが考えられる。また、第1学年では幼児期の教育との円滑な接続を意識した教育課程を編成したり、低学年では具体的な体験を重視した活動を取り入れたり、生活科を中心とした合科的な指導を行うことなどが考えられる。
- ・ 保育所や幼稚園等の施設から小学校の施設への変化、時間割に基づく学校生活への変化等に対応した配慮も求められる。
- ・ また、保育所から送付される保育所児童保育要録、幼稚園から送付される幼稚園幼児指導要録の活用（認定こども園から送付される認定こども園こども要録の活用を含む）等を通じて、小学校における個に応じたきめ細やかな指導の継続性を図っていく必要がある。

(3)その他

- 子どもだけでなく保護者も安心して子どもの入学を迎えることができるよう、小学校における学習や生活について情報提供するなど、保護者に対しての支援も大切である。
- また、発達障害を含む全ての障害のある子どもに対する幼児期から義務教育段階への円滑な接続に当たっては、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携することも大切である。

4. 各地域における連携の事例

【栃木県】

1 地域の状況

- 幼稚園については、本県は公立が少なく私立が大部分を占めている。また、保育所については、主管部局が教育委員会ではないことから、連絡体制の整備や研修参加の推進等が課題となっている。
- このような状況の中で栃木県教育委員会では、幼児教育センター（H14 設立）が幼児教育の中核的施設となり、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続と幼児期にふさわしい教育環境の整備を進めている。
- また、幼・保・小連携については、市町村教育委員会をはじめ保育主管課や幼稚園関係団体、保育所関係団体と連携しながら推進に努めている。

【県内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20. 4. 1現在

幼稚園数	： 2 0 6	（公立	： 8	私立	： 1 9 7	国立	： 1）
保育所数	： 3 4 7	（公立	： 1 9 1	私立	： 1 5 6）		
小学校数	： 4 0 8	（公立	： 4 0 6	私立	： 1	国立	： 1）

2 取組のねらい

- 幼児期は人間が成長・発達をしていく上での基盤づくりを担う重要な時期であることを踏まえ、活力に満ち、心豊かで創造性に富み、新しい時代を切り拓いていく子どもたちを育てることが重要である。
- そのため、国公立の枠を越え、幼稚園・保育所・小学校の連携の推進を目指し、私立幼稚園担当部局及び保育所担当部局と連携した取組を推進する。
- 以上のことを踏まえ、幼児教育の中核的施設として「栃木県幼児教育センター」を設置し、幼稚園・保育所・小学校の連携と相互理解を図りながら、幼児期から児童期への円滑な成長と幼児期にふさわしい教育環境を整備する。

3 実践の展開

（1）連携概要

- 次の4つを幼・保・小連携の柱とし取り組んでいる（図1参照）。さらに、連携の様々な取組が効果的に行われるよう、コーディネートする役割をもつ幼・保・小連絡協議会などの連携組織の設置が大切である。

①連絡体制の整備

各施設の担当部局が連携を深めて組織体制を整備することが大切である。

【ポイント】

- ・行政機関が中心となって進めることが大切である。地域の特色を生かした組織をつくり、各施設が積極的に意見を交換できるようにする。
- ・定期的かつ継続的な取組が大切である。

②教職員の相互理解

保育参観や授業参観を積極的に行い、子どもの発達や学びの連続性などの話し合いを通して、教職員の相互理解を深める。

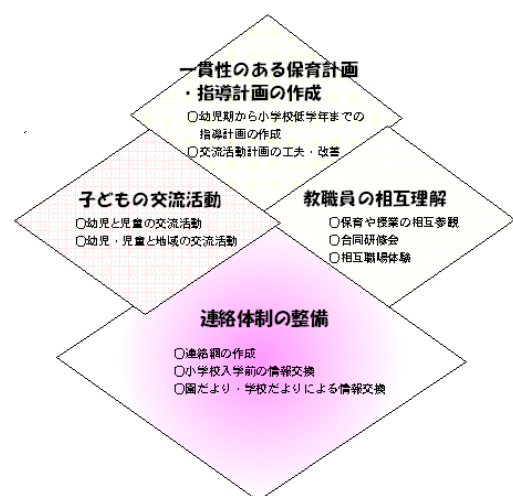


図1 幼・保・小連携の基本的な考え方

【ポイント】

- ・保育・授業相互参観の後、保育、授業研究会をもち積極的に話し合うことが大切である。
- ・保育・授業について、子どもの発達や学びに視点をおいて話し合うことが大切である。

保育を見る視点	授業を見る視点
<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画や保育計画と本日の遊びがどのようにつながっているか。 ・幼児が遊びの中でどのような気付きをしているか。 ・保育者が幼児一人一人にどのような言葉かけをしているか。 ・環境の構成をどのように工夫しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の経験が本時の活動とどのようにつながっているか。 ・教師の発問に対して児童はどのように反応しているか。 ・個に応じた指導がどのようになされているか。 ・ねらいや児童の実態に適した教材がどのように提示されているか。

③子どもの交流活動

幼児児童の双方の交流のねらいを明確にし、互いに学びのある活動を展開するとともに、幼・保・小が連携した活動計画を立案する。

【ポイント】

- ・幼児児童の双方のねらいを明確にし、互いに学びのある活動を展開することが大切である。
- ・幼稚園や保育所と小学校が一緒に活動計画を立てることが大切である。

④一貫性のある保育・教育

子どもの発達を把握し、見通しをもった指導が大切である。そのためには、育てたい子どもの姿や能力などを互いに話し合い、発達に応じた指導内容や指導方法を明らかにすることが大切である。それらを踏まえて、幼児期の「遊び」を充実させ、児童期の「学習」に生かしていくための適切な手立てをカリキュラムに位置付ける。

- 本県では、研修や調査研究事業の実施とともに、連携に当たってのポイント等を示したり、私立幼稚園や保育所の関係団体と連携したりするなど、各地域で幼・保・小連携に取り組みやすい環境整備に努めている。各市町村では、幼児教育センターでの取組を踏まえつつ、地域の実態に応じた連携を推進するための体制整備などを行っている。

【概要】

	県（幼児教育センター）	市町村	施設
子ども同士 の交流活動			<ul style="list-style-type: none"> ○小学校が中心となってコーディネーターの役割を果たし、ほとんどの施設で実施している。 ○生活科を中心に学校行事や総合的な学習の時間等の活動に取り入れている。
教職員の 交流	<ul style="list-style-type: none"> ○保育、授業を相互参観後、研究協議を行っている。 ○教職員の相互理解を深めるため、幼・保・小相互職場体験研修や幼保小合同研修などを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の取組に加え、各市町村の裁量により幼・保・小合同研修などを行っている自治体がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの交流活動や校内研究会などを通じて教職員の交流を行っている。
課程編成・ 指導方法 の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○幼・保・小連携調査研究において、幼児期から児童期にかけての指導計画表等の資料を作成した。 ○地域の実態に応じた課程編成の工夫に資するよう、これを各施設に配布した。 		<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼児期の教育では時間の区切りを意識した指導を行ったり、小学校では生活科を中心とした合科的、関連的な指導を行ったりするなど、各施設において指導方法を工夫している。
連絡体制の 整備		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じて、連絡組織を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校区等で連絡組織を設置している例がある。

		< S市の例 > 連絡組織を設置し、 次の活動を実施 ① 幼・保・小教職員相互職場体験報告会 ② ブロックごとに子ども の課題や指導について協議 ○ 使送ボックスを設ける など、連絡体制を整備 している自治体がある。	
--	--	--	--

（２）教職員の交流

○ 幼・保・小教職員相互職場体験研修及び幼・保・小教職員合同研修などを通して教職員の相互理解を深める。

【幼・保・小教職員相互職場体験研修】

幼児教育センターが私立幼稚園、保育所も対象とした研修として平成14年度より行っている。小学校と近くの幼稚園・保育所が協力し、互いに教職員を相手方に派遣し職場体験を行う。

1) 対象

幼稚園・保育所・小学校の教職員

（H20は幼稚園・保育所80名、小学校80名）

2) 手続き

① 市町村教育委員会が地区ごとの割当数で小学校を指定する。

（H19～23の5か年計画で幼児教育センターが各市町村教育委員会に小学校数を提示）

② 幼稚園・保育所については、以下の方法により決定する。

- ・ 公立幼稚園については市町村教育委員会が調整して決定する。
- ・ 公立保育所については市町村の保育主管課が調整して決定する。
- ・ 私立幼稚園、保育所については、小学校が窓口となり市町村教育委員会・保育主管課に報告し決定する。又は、市町村教育委員会・保育主管課が調整し、決定する。

③ 市町村教育委員会が取りまとめて推薦し、県教育委員会で決定後、公立の場合は市町村教育委員会・保育主管課を通して、私立の場合は幼児教育センターより直接本人に詳細を通知する。

3) 実施内容

6月から12月の3日間（第1日：事前説明会 第2・3日：職場体験）実施し、研修後1か月以内に、内容・成果と課題等の報告書を幼児教育センターに提出する。

○ 第2・3日の職場体験について

① 園長・校長の話（経営方針・保育理念・教育目標等）

② 保育・授業の参観

- ・ 幼稚園・保育所では登降園を含め幼児の一日の生活の流れを知るとともに、幼児への言葉かけや援助の仕方、環境構成等を知る。
- ・ 小学校では給食や清掃、休み時間等を含めた日課や活動内容を知るとともに、教科における学習形態や教材、教師の指導等を知る。

③ 保育・授業への参加

- ・ 小学校教師が保育所や幼稚園で学ぶ際には、担任とともに登園時から保育に参加する。
- ・ 保育士や幼稚園教師が小学校で学ぶ際には、授業に参加しティーム・ティーチングとして1時間以上参加する。参加教科は保育の技術を生かし音楽や体育が多い。

- ・研修に当たっては、事前に保育・授業のねらいや内容を把握し、担任との役割分担を明確にして参加する。保育・授業の後、実際に体験した感想や反省等を話し合うことにより、効果的な研修になるよう工夫している。

④その他の留意事項

- ・研究協議は、担当教職員だけでなく、園内・校内体制で協議の時間を設ける。
- ・子どもについての情報交換だけでなく、体験研修の成果や課題、今後の連携の在り方等について、率直な意見交換をする。

4) 研修者の感想

【幼稚園・保育所の教職員】

- ・基本的な生活習慣や話を聞く態度など、幼児期に身に付けたいことが明らかになった。
- ・知識ではなく、興味や意欲という基盤を育てることが大切だと感じた。
- ・入学が近づき不安を抱える子どもや保護者に小学校について自信をもって話ができる。

【小学校の教職員】

- ・遊びの中でルールや社会性を身に付けていた。授業にも遊びの要素を取り入れたい。
- ・就学前の子どもの感性の豊かさと小学校へのあこがれの大きさを知った。
- ・先生の指示は最小限で、子どもが自分で答えを出していた。待つことの大切さを教わった。

【幼・保・小教職員合同研修】

教職員が子どもの姿や指導の在り方等の具体的なテーマについて合同で協議する。実際の指導に生かすことを目的に入学後の早い時期に開催している。

1) 対象

- ・幼稚園・保育所の年長児担当者等
- ・小学校の第1学年担任等(県内の全小学校より各1名が参加)
(H20は幼稚園・保育所：268名、小学校：399名)

2) 手続き

県内の全幼稚園・保育所に研修案内を送付し、公立は市町村教育委員会・保育主管課がとりまとめ、私立は希望者が直接申込む。

3) 実施内容

同一市町村の学区を基本にした6～8名の幼稚園・保育所・小学校混合グループで具体的なテーマについて協議する。協議のテーマは、幼稚園・保育所・小学校に共通した喫緊の課題等を幼児教育センターより提案する。

○平成20年度の実施例

①テーマ「規範意識を育てる～こんな時あなたの指導は～」

県教育委員会発行の「ルールやマナーを考えるポスター」を活用し、具体的な指導場面や指導方法について話し合った。

②協議の視点

- | | |
|----------------|----------------|
| ・年長児の姿と特性 | ・1年生の生活の様子 |
| ・幼児期に大切にしていること | ・小学校で大切にしていること |
| ・指導方法の共通点と相違点 | ・円滑な接続のための方策 等 |

4) 研修者の感想

【幼稚園・保育所の教職員】

- ・小学校の先生の意見を聞くことができ、自分の保育を見直す機会となった。
- ・小学校での子どもの生活や学習の様子を聞き、就学前に指導すべきことの目安がわかった。

【小学校の教職員】

- ・幼・保で大切にしていることや指導の方法がわかったので、自分の指導に生かしたい。
- ・教育の場は違っても子どもを見る目は一緒に、共感できる意見がたくさんあった。

（3）課程編成・指導方法の工夫

○幼・保・小の連携は、子ども同士の交流や教職員の相互理解を図るための取組が中心となっており、課程編成の工夫にまではいたっていない場合が多い。そのため、幼児教育センターでは平成16年度の幼・保・小連携調査研究において、幼児期から児童期にかけての指導計画表等の資料を作成した。地域の実態に応じた課程編成の工夫に資するよう各幼稚園・保育所・小学校へ指導計画表を配布した。

【「指導計画表」（幼・保・小連携調査研究委員会報告書より）】

指導計画表 <指導計画案1> 【人のかかわり】			
時期	年 長 児 前期(4～9月頃) 後期(10～3月頃)	小 学 校 1 年 生 入学期(4～5月頃) (6～9月頃) (10～3月頃)	
発達 の姿	年長になったことを自覚し積極的に環境に働きかけるなど自ら心をおこして園生活を送る時期	自分の居場所を見つけながら、新しい環境に慣れていく時期	これまでの経験をもとに教師や新しい友達とのかかわりを広げていく時期
ねらい	一人への関心が高まり、友達と自分からかかわろうとする。	新しい生活の中で、教師と自分のつながりを軸に、友達とのかかわりをつくる。	教師や友達とのかかわりを広げていく。
経験 の さ ら い	・新入園児の世話をしたり行事に向けて活動したりして年長になった自覚を持つ。 ・友達の得意なことやよいところを認める。 ・自分の思いを伝えたり相手の思いに気が付いたりする中で、遊びを発展させようとする。	・異年齢の子と一緒に遊んだり、年長児を意識しながら、かかわりの中で、つながりを感じる。 ・お互いを認めたり、励ましたりしながら、友達と考えを出し合い遊びをつくっていく楽しさを味わう。 ・自分の意見を言い、相手の意見を受け入れる。 ・トラブルが起きて、相手の思いを受け入れながら、話し合いで解決していこうとする。	・新しい友達に親しみをもつ。 ・あいさつを交わすことの心地よさを感じる。 ・自分の思いを言葉で伝えようとする。 ・自分と違う、相手の思いに気が付く。 ・「ごめんさい。」「ありがとう。」など、自分の思いを素直に表現することの心地よさを味わう。 ・トラブルの場面では、教師の援助を得ながら解決の方法を考える。
内容	・仲間とのつながりを感じながら生活する楽しさを味わう。 ・集団生活のまきまりを理解し、約束を守って行動しようとする。 ・友達と一緒に工夫したり、試したりしながらルールを創って遊びを進めていく。	・友達の名前を覚え、学級生活(学習・運動・当番や係活動)の中で、自分の居場所を見つけようとする。 ・自分の意見が通らなかつたり、思い通りにならないことを経験する。 ・休み時間には、戸外で気の合う数人の友達と遊びを見つけ、楽しむ。	・自分の得意なことを友達に認められる喜びを味わう。 ・自分の思い通りにならない時、先生の援助を受け、かわり方を考えようとする。 ・異年齢の友達と遊んだり、縦割り班での協働作業をしたりしながら、共に生活することの楽しさを感じる。
発達 の姿	年長になったことを自覚し積極的に環境に働きかけるなど心をおこして園生活を送る時期	身近な自然環境とのかかわりを通して新しい環境に慣れていく時期	自分の知識や経験をもとに動植物とのかかわり、命に気が付いたりしていく時期
ねらい	身近な自然の変化に気付き、発見を楽しんだり自分で考えたことを伝えたりし、遊びを広げる。	校庭や通学路などの身近な動植物に興味をもち、進んで触れ合ったり、親しみをもったりする。	動物の世話をするを通して、成長の喜びを感じたり、自分と同じように生命を持っていることを感じ取る。
経験 の さ ら い	・小動物に親しみをもつて接し、興味・関心をもったり、成長を楽しみにしたりする。 ・畑などで種や野菜の世話をし、成長の喜びを感じる。 ・動植物に関する絵本や図鑑などに興味をもたせ、気が付いたことを友達や先生と伝えあう楽しさを味わう。 ・自然の変化について知った喜びやその過程を楽しむ。	・虫探しなどに夢中になったり、収穫の喜びを味わったりして、動物への興味を深める。 ・秋野菜の収穫後、来年度の年長のために遊びに使えぬ植物を植える。話をしながら、来年のことを話題にしたり楽しみにしたりする。 ・虫や小動物の誕生や死を体験することによって生命の不思議さ、やさしさを感じ、いたわったり大切にしようとしたりする。	・先生と一緒に育てる植物を準備したり種を蒔いたりしながら、その成長を楽しみにする。 ・飼育舎の動物に触ったり、捕まえた生き物と遊んだりしながら、動きや仕草などに興味・関心をもつ。 ・自分の知っている方法で動植物とのかかわろうとする。
内容	・園内の身近な動植物や近くの公園の自然に親しみ、いたわったり、関心をもったりする。 ・園庭の木や草花などを見たりしながら自分たちの遊びに取り入れていくこととする。 ・園庭や公園の生き物の世話をしている人がいることに気付く。	・校庭の花や生き物のかかわりなどに触れ、新しい学校への親しみをもつ。 ・学校の周りや、通学路の動植物に関心をもつ。 ・通学路の自然に触れ、どこにどんな生き物がいるかなどに気が付き、それを友達と伝え合う。	・自分たちで、育ててみたい生き物について先生と一緒に話し合い、自分なりの願いをもって、育てようとする。 ・生き物によって生活の仕方や食べ物などが違うことを調べたり、自分の知っていることを伝えたりしながら生き物の生活のしやすさを考え飼育する。 ・困ったことがあった時にも、互いに知恵を出し合いながら継続して動植物の世話をすることで、動植物の生命に気付く。 ・季節による植物の変化に気付き、五感を通して違いを味わう。 ・葉や実を使って遊んだり、造形活動をしたりしながら、表現する楽しさを味わう。 ・雪や氷などを使って遊んだり、他の素材と関連づけて活動したりしながら、疑問を追求し解決していく楽しさを味わう。

<指導計画案3> 【生活の組み立て】

時期	年 長 児 前期(4～9月頃)	後期(10～3月頃)	小 学 校 入学前(4～5月頃)	1 年 生 (6～9月頃)	2 年 生 (10～3月頃)
発達の姿	年長になったことを自覚し積極的に環境に働きかけるなど心をおこして園生活を送る時期	目的をもってじっくり取り組む時期 友達とのかかわりを楽しみ、相談したり、工夫したり、一緒に生活を創っていく時期	自分の居場所を見つけながら、新しい環境に慣れていく時期	これまでの経験をもとに新しい生活を組立てていく時期	クラスの一員としての自覚をもち、自分らしさを発揮していく時期
ねらい	・園生活のリズムがわかり、自ら生活の仕方を作り出したり守ろうとしたりする。	・友達と考えたり工夫したりしながら共通の目的に向かって意欲的に取り組み、自分たちの生活を創っていくこととする。 ・1年生になる喜びと期待感を持ち、大きくなった自分を感じて張り切って生活する。	・学校や新しい友達、先生に親しみ、小学生としての生活に希望や自信を持つ。	・学習や一日の過ごし方の見通しをもち、友達と学級の生活を楽しむ。	・学習や係、当番活動、休み時間の遊びなどに自分らしさを発揮して取り組み、主体的に生活していくこととする。
観 察 事 象	・年長の生活のリズムに慣れる。 ・なぜ、園生活には約束があるかを理解する。 ・園生活のきまりの大切さを知り、守ろうとする。 ・災害時の危険や危険な場や遊び方がわかり、安全に気を付けて行動しようとする。	・先生や友達と話し合っ生活の場を整えたり、作ったりすることに自分なりの方法でかかわろうとする。 ・当番活動に自分の役割を感じて張り切って活動する。 ・生活の約束事を自分たちで作り、生活しやすいように考えていくこととする。	・小学生になったことに喜びを感じ、学校のきまりや学校生活のリズムに乗って行動する。 ・上級生や先生とのかかわりを通して、学校のたまかなきまりを知る。 ・身の回りの整理整頓や学習用具の準備・片付けのし方を知り、自分でやろうとする。 ・道路の歩き方、安全確認の仕方を知り、安全な登下校ができる。	・日々の生活を通して学校のきまりの必要性に気付き、きまりや時間割に従って行動しようとする。 ・当番活動や係活動などに張り切って取り組み、自分の役割を意識する。 ・学校生活のリズムを確立し、生活しやすいように自分なりに工夫して生活の場を整えようとする。	・先生と一緒に生活の仕方を考えながら、活動の見直しをもって主体的に生活する。 ・学級に必要な役割や係りをみんなで考え、割り、当番活動や係活動などに取り組む。 ・集団遊びのルールを、自分たちで作りながら楽しもうとする。
た 話 内 容	・園の先生方と親しみをもって接する。 ・新しい担任と信頼関係を築く。 ・担任のするお話を聞いて聞く。 ・自分の思いを相手に伝えたり友達の思いに気付いたりして遊ぶ。	・みんなで共通の話題を話し合う中で自己主張したり友達の話を受け入れたりする。 ・非常時や行事などの公式な場にあったふるまいがあることを知り、その場の指示に従おうとする。 ・思いを伝えあう楽しさ心地よさを味わう。	・新しい先生を信頼し、先生の話に魅力を感じる。 ・自分の話が先生や友達に受け入れられた喜びを感じる。 ・新しい友達の言動に関心をもつ。 ・先生や友達の話を聞いて考え、自分なりにやってみることによって学習することの満足感や充実感を味わう。	・先生の話で自分の思いやイメージを重ねながら楽しんで聞く。 ・言葉による嫌な思いや、楽しい思いを味わうことにより、言葉の大切さや気持ちよく、友達の話を聞きながら、自分の考えや思いの違いや同じ点に気付く。	・先生の話の大事な点を押さえながら聞こうとしたり、指示に従おうとしたりする。 ・人によっていろいろな考えがあることを知り、相手の気持ちや言いたいことを考えながら話を聞こうとする。 ・友達の話を聞いて自分の考えを再構築する。 ・相手の様子から、言葉以外の思いを感じる。

4 成 果

【幼・保・小連携のネットワークの構築】

- 幼児教育センター設立当初より、市町村教育委員会と保育主管課に向けて幼・保・小連携の推進の理解啓発に努めており、連絡体制が整備されつつある。
- 栃木県幼稚園連合会、栃木県保育協議会、栃木県民間保育園連盟、栃木県日本保育協会の4団体に対しても、事業の説明や研修参加の依頼等を通して、幼児教育センターが率先して関係者との連携を図ってきた。その結果、各地域でも関係者間の連携が進み、子どもの現状、研修内容やその成果等について徐々に理解が深まり、ネットワークが構築されてきた。
- 私立幼稚園や保育所を含む幼・保・小連携の推進に当たって、現在のような体制整備ができたのは、各市町村や関係団体との良好な関係性があったことである。特に、私立幼稚園や保育所についても研修の対象としたり、情報の共有化を図るなど、日々の小さな取組が累積することにより連携体制が整備されてきたと考えられる。
- 幼児教育センターを中心とした連携体制が整備されたことで、年度当初に県内すべての幼稚園・保育所、小学校、市町村教育委員会・保育主管課に、幼児教育センターガイドブック（事業内容・年間の研修案内等）を送付して研修の周知をしたり、定期的に幼児教育に関する情報等を提供したりして、保育の質の向上に対する働きかけが可能になった。さらに、県の教育行政に関する情報等を提供し、小学校との情報の共有が図れるようになってきている。

【研修参加者による園内・校内や地域への還元】

- 幼・保・小教職員相互職場体験研修等の研修者が互いの保育・教育の理解を深めることで、幼稚園・保育所においては、「幼児期に大切にしたいものは何か」、小学校においては、「授業の中に身体表現や具体物を使ったゲームを取り入れるなど、遊びの要素を生かした教科学習とは何か」等を踏まえ、子どもの学びをつなぐための具体的方策が明確になった。
- 研修で学んだことを実際の保育・教育に生かしたり、今後の連携の在り方等を研修会で報告したりするなど職場内外で啓発を図ることにより、その成果を地域の各施設に還元している。
- このことにより、私立を含めて、幼稚園・保育所における小学校入学前の子どもにか

かわる教職員に連携の必要性の理解が浸透し、各種研修への幼稚園・保育所からの参加が年々増加している。

5 課 題

【取組の地域差】

- 市町村教育委員会を中心に、幼・保・小連携の取組が実施されるようになってきたが、各施設の数や教職員数、それぞれの地理的距離等、地域の実情により取組状況には地域差がある。就学前のすべての子どもたちが小学校に入学することを念頭に置き、各地域での連携の取組が一層充実するよう働きかけ支援していくことが大切である。
- 各市町村においては、担当者が代わっても継続した取組がなされるような体制整備の充実が望まれる。幼・保・小教職員相互職場体験研修等における研修者の指定については、市町村教育委員会・保育主管課の尽力により円滑に進んでいるが、幼児教育センターでも積極的にかかわり、取組の地域差がなくなるよう県と各市町村が一丸となって連携していくことが大切である。

【連携の目的や内容の充実】

- 連携の様々な体制整備が進み、子どもや教職員の交流が盛んに実施されるようになり、幼稚園・保育所・小学校間の垣根は低くなってきている。しかし、子どもの交流については、小学校の授業に幼稚園・保育所が参加する形式が多いことから、幼児が「お客さま」のようになってしまうことが多い。交流に当たっては、幼児児童の双方に明確なねらいとメリットのある内容を検討していくことが大切である。
- 教職員の交流については、小学校の低学年担任でも「保育参観をしたことはあるが、その後の協議をする機会がない」という教師が少なくない。保育・授業参観のみで終わらせず、その前後の研究協議の場や合同の研修会を継続して実施することで、幼稚園・保育所・小学校の教職員双方が子どもの発達を把握し、見通しをもって指導できるようになることが大切である。
- そのために、幼児教育センターとして、幼・保・小連携の具体的な取組のモデルや連携の成果、今後の方向性をより具体的に示し、相互理解の充実を図ることが大切である。

【山口県】

1 地域の状況

- 小学校入学時の保育歴を見ると、幼稚園と保育所がほぼ半々であり、公立幼稚園からの就学は全体の1割を下回っている。
- 平成12年度からモデル地域を指定するなど、県として幼保・小一貫指導の推進をしている。
- 市町によっては、私立幼稚園のみで公立幼稚園がない、あるいは保育所のみで幼稚園がない等、事情がそれぞれ異なっており、各市町教育委員会や関係各団体等と連携しつつ、各地域の実状に応じて幼保・小の連携を推進していくことが課題である。

【県内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：203	(公立：60)	私立：142	国立：1)
保育所数：314	(公立：139)	私立：175)	
小学校数：332	(公立：330)	国立：2)	

2 取組のねらい

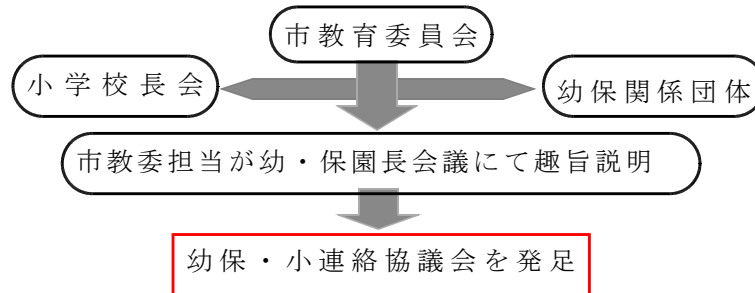
- 山口県教育委員会では、子どもたちが夢や希望を抱き、心豊かにたくましく成長できるよう、小学校入学前から大学まで各校種間の円滑な移行を図り、子どもたち一人一人の個性や創造性を最大限に伸ばすためのきめ細かな指導体制の構築に取り組んできた。
- この取組の一環として、私立幼稚園・保育所を含む幼稚園・保育所・小学校の連携の推進を図っている。
- 幼稚園・保育所・小学校の連携は、地域の実態に応じた取組が重要であることを踏まえ、山口県教育委員会としては情報提供を行い、各地域が連携しやすい環境をつくるなどの後方支援に努めている。

3 実践の展開

(1) 連携概要

- ①各地域の実態に応じた連携に資するよう、山口県として以下の取組を実施している。
 - ・各地域における連携の参考となるよう、指導資料「つながる子どもの育ち」を策定
 - ・小学校教員を幼稚園に派遣する幼児教育長期研修を実施
 - ・幼稚園・保育所・小学校の連携の調査研究事業を実施し、その成果を県内に普及
- ②市町では県の取組を踏まえつつ、地域の実態に応じた連携を推進するため協議会等を設置している。
 - ＜市町における取組例＞
 - ・幼保・小連携教育推進研修会
 - 幼保・小の教員や保育士が互いに理解し、連携し合うことを目的として、公開保育・授業、パネルディスカッション、講演等を実施
 - ・各小学校区別 幼保・小連絡協議会
 - 地域にある複数の幼稚園や保育所から入学するという実状を踏まえ、情報交換や交流の機会を設けて指導方法等を検討・実践

〔連絡協議会立ち上げのフロー例〕



③各施設では、県や市町の取組を活用しつつ、子ども同士の交流や教職員の相互理解を深めながら以下のような取組を通して連携を図っている。

- ・校長、園長会議の開催
- ・相互訪問、相互参観の実施
- ・園、学校だよりの相互配布
- ・研究会の開催
- ・幼保・小地域連携推進協議会の開催

構成メンバー例：幼稚園長、教職員、保護者代表
 保育所長、保育士、保護者代表
 小学校長、教職員、保護者代表
 民生委員児童委員協議会代表
 母子保健推進協議会代表
 食生活改善推進協議会代表

【概要】

	県	市町	施設
子ども同士の交流活動			<ul style="list-style-type: none"> ○小学校がコーディネーターの役割を果たし、校区内の幼稚園や保育所に声をかけている例が多い。 ○実施に当たっては、各施設間で連絡を取り合い、ねらいや具体的な実施方法について検討し実施している。
教職員の交流	○教職員の相互理解を深めるため、幼児教育長期研修を行っている。	○県の取組に加え、市町教委が主催して幼保・小連携教育推進研修会などを行っている。	○子ども同士の交流活動や校内研究会への参加、相互の保育・授業参観などを通じて教職員の交流を行っている。
課程編成・指導方法の工夫	○指導資料「つながる子どもの育ち」や県教委のWebページ等で指導方法の工夫の例などを紹介している。	○県の指導資料を参考にしながら、各地域や園・学校の実態に応じた指導方法の工夫を行っている。	
連絡組織の設置		○市町の実態に応じ、設置している例がある	○小学校区ごとに幼保・小地域連携推進協議会などを設置している例がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域における連携の参考となるよう、指導資料「つながる子どもの育ち」を策定した。 ○調査研究事業を実施し、その成果を県内に普及することにより幼保・小連携の一層の推進を図っている。 	○地域の実態に応じて取り組んでいる。	

（２）教職員の交流

【幼児教育長期研修】

平成16年度から、県が長期派遣研修の一環として実施している。小学校の教員を1年間幼稚園に派遣し（夏季休業中等の一定期間、保育所での研修を含む）、幼児期の指導及び幼児期の育ちを踏まえた小学校低学年での指導の在り方について研修し、本県における幼保・小一貫指導の推進に資する人材を育成することを目的としている。

1) 対象

小学校教員（平成16年度から年4名程度派遣）

2) 手続き

①実施要綱に基づき市町教育委員会が派遣教員を推薦し、県教育委員会が決定

②受け入れ幼稚園を決定

（公立幼稚園は市町教育委員会、私立幼稚園は学事文書課を通じて調整）

③協定書の締結

・公立幼稚園の場合は市町教育委員会と県教育委員会が締結

・私立幼稚園の場合は幼稚園と県教育委員会が締結

④保育所は市町教育委員会と小学校が直接相談し、県教育委員会から各施設に文書で依頼

3) 実施内容

派遣先の幼稚園で補助教員として勤務し、幼保・小一貫指導に係る各自のテーマにより研修

・月に2回程度、在籍校の校長に研修の実施状況について報告

・毎月「月例報告」を市町教育委員会を通じて県教育委員会に提出

・指定された研修会（特別支援教育、幼児教育研究大会等）で研修

・保育所で一定期間研修（夏季休業中等、2週間程度）

4) 研修者の感想

- ・幼児教育の現場に触れ、子どもの立場に立った指導の実際がよく分かった。否定する言葉は極力使わず、ほめ励ますことがとても効果的に働いているのを見て、今までの自分の指導の在り方を反省させられた。また、児童は生活科をはじめとして各教科につながる体験を園で積んでいるので、一步進んだ授業の展開に努めたい。
- ・遊びや生活を通した総合的な学びの中で、ものや人と豊かにかかわり、いろいろなことを経験し学んでいる幼児の姿は、研修前に抱いていた以上にレベルの高いものだった。育ちの連続性を意識した指導に努めることが、子どもたちの能力をさらに伸ばすことにつながると実感しながら、小学校教育に取り組んでいる。
- ・研修を通して、生活や学習の基盤となる幼児期に思いきり遊ばせることの大切さを感じた。子どもたちは、遊びからたくさんのことを学んでいる。その遊びの要素を小学校低学年の授業に取り入れるなどして、幼児教育から小学校への滑らかな移行を図りたい。

5) 研修成果還元的具体例

派遣教員の研修成果を広く県内に周知して教職員の相互理解を図るとともに、各地域において幼保・小連携アドバイザーとしての役割を果たす。

・小学校初任者研修、幼稚園、保育所研修会等における体験発表

・市町教育委員会主催の小学校区別研修会等での幼保・小一貫指導についての啓発

・校区内幼保・小連絡会や公開授業、小学校教員による幼稚園・保育所体験研修会等の企画、運営

（３）課程編成・指導方法の工夫

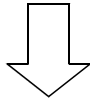
【指導資料「つながる子どもの育ち」】

<趣旨>

山口県教育の基本目標である「夢と知恵を育む教育の推進」の具現化を図るための指導体制づくりの一環として、保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行を図るため、子どもの育ちや学びを連続的にとらえ、一貫した指導を行う際の手がかりとなる指導資料「つながる子どもの育ち」を策定した。

<背景>

- ① 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤を培う上で極めて重要な時期である。しかし、今日、少子化、核家族化、都市化、情報化など幼児を取り巻く環境は急速に変化し、幼児教育に関する様々な課題に主体的に対応していくことが求められている。
- ② 保育所や幼稚園における遊びや生活を通じた総合的な指導から、小学校における教科等を通じた系統的な指導への円滑な移行が図られ、子どもたちが夢や希望を抱いて成長していくことが望まれる。
- ③ 保育所や幼稚園での保育内容と、小学校での教育内容を互いの関係者が十分理解し、発達段階における子どもの育ちを踏まえた連続・一貫した指導体制の構築が求められている。
- ④ 平成12年度から14年度にかけて、県内4モデル地域での幼保・小連携の実践的研究「地域で育てる幼児教育総合推進事業」において、幼保・小連携教育の成果が認められ、県内全域での取組が期待されている。



連続・一貫した指導を行うために

- ① 幼児期から児童期にかけての発達の特性の理解
- ② 保育所・幼稚園と小学校の指導内容と指導方法の理解
- ③ 各発達段階において育てたい力や経験させたい活動の整理

<内容>

- ① 就学前の発達段階において遊びや生活を通して育てたい力や、それぞれの時期の発達に必要な環境構成、保育士や教師のかかわり方について提示
- ② 育てたい力を4つの視点から27の事例をあげて紹介
 - ・自分のことが自分でできる子ども
 - ・社会生活やルールやマナーを守る子ども
 - ・感性豊かで思いやりのある子ども
 - ・表現を楽しみ学びに関心をもつ子ども
 ※各事例ごとに「育てたい力」「体験させたい活動」「教師の援助や役割」を提示
- ③ 幼児教育長期研修生の実践事例を掲載
 - ・幼稚園や保育所の遊びの中で育つ力
 - ・小学校低学年の指導の工夫
 - ・地域や保護者との連携
 - ・校内体制づくりを通して 等

<周知方法>

- ・県下全幼稚園、保育所、小学校に配付
- ・県教育委員会 Web ページに掲載

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/tunagaruko/top.html>)

<今後の改善充実>

- ・事例を随時追加掲載し、活用について啓発

4 成 果

- 就学前後の連絡会や、合同研修会の開催、さらには相互訪問による保育・授業参観などを行う園・学校が増え、幼保・小の連携の意識が高まっている。
- 各地域や園・学校の実状に応じて、園長・校長、交流活動を行う学級担任、幼保・小の連携担当者を中心として、連携体制づくりが進められている。
- 幼保・小の連携により、教員や保育士の相互理解や指導方法の工夫・改善が図られ、異年齢集団での活動をとおした幼児・児童の遊びや学びが充実している。
- 教員や保育士による幼保・小の連携や一貫指導に関する研修が、園内・校内研修をはじめ、園外・校外研修への参加・復伝等により進められるようになった。

5 課 題

- 幼保・小一貫指導を推進する上で幼稚園、保育所、小学校では生活時間帯が異なるということが大きな障害となっており、実際の連携には様々な工夫や配慮が求められることから、さらに実践的な研究を深める必要がある。
- 連携について職員会議で共通理解を図っている割合は、幼稚園や保育所に比べると、小学校ではまだ少ない。また、幼稚園や保育所に比べ、小学校の連携に対する関心が希薄であるという実態から、小学校においては低学年の担任に限らず全教職員の意識を高めていくことが必要である。
- 幼保・小一貫指導を具体的に進めるため、合同保育・授業の計画から実施、各園・校の連絡調整方法等に関する事例の提供や、公開保育・授業を通じて実践的に研修を行う機会を充実することが必要である。
- 幼児・児童や教師・保育士の交流だけでなく、「家庭との連携」や「保護者の期待や不安に応える子育て支援」等、保護者の視点からも考えていく必要がある。

【愛知県及び阿久比町（愛知県）】

1 地域の状況

- 幼稚園・保育所と小学校の各施設において、子ども同士の交流活動などの連携が行われている。この交流活動を通して、互いの教育内容等への一歩踏み込んだ理解が求められている。
- 幼稚園・保育所、小学校で子どもがどのような生活をしているかなど、連続した育ちを支えるための基本情報を相互に得られるようにし、連携に向けて適切な対応ができるようにしている。

【県内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：	5 2 7（公立： 9 6	私立： 4 3 0	国立： 1）
保育所数：	1, 1 8 1（公立： 7 9 9	私立： 3 8 2）	
小学校数：	9 9 0（公立： 9 8 6	私立： 2	国立： 2）

2 取組のねらい

- 一人の子どもの連続した育ちを担う保育者・教師として互いの情報量が少ない現状を踏まえ、教職員が相互理解を深めることができるよう支援を行っている。
- そのため、各施設での連携に資するよう「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子を作成し、県内の各幼稚園・保育所・小学校及び市町村教育委員会に配付することなどを通して、各地域における幼保小連携の円滑な実施を支援している。

愛知県における取組

1 実践の展開

(1) 連携の概要

- 県において、各施設についての相互理解が深まるよう、「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子を作成している。
- 市町村では、この冊子を活用して教職員間の相互理解を深めるとともに、地域の実態に応じた連携に取り組んでいる。

【概要】

	県	市町村	施設
子ども同士の交流活動 教職員の交流		○市町村において研修会を実施したり、各施設が連絡を取り合っている。 ○主なものは次の通り ①子どもや保育者・教師が互いの行事（運動会、発表会、展覧会等）に参加 ②小学校の教育活動（給食、就学前授業参観、総合的な学習の時間等）における園児の参加を通じた教職員の交流 ③保育者・教師が小学校入学前に懇談会を持ち、情報交換	
課程編成・指導方法の工夫			○幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、各施設において指導方法を工夫している。
その他	○「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」を作成している。 ○調査研究「心をむすぶ学校づくり推進事業」の中で子ども同士の交流活動を取り上げている。	○地域の実態に応じて取り組んでいる。	

（２）「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子の作成

- 教職員の相互理解を深め、各施設での連携の参考となるよう「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子を作成している。
- この冊子は、愛知県幼児教育研究協議会における平成15・16年度の協議題を「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」として幼稚園教師と保育所の保育士、小学校教師、保護者を対象に抽出で実態調査を行い、協議を重ねて報告書にまとめたものである。

(<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/gimukyoyoku/singikai/youji/ho-kokusyo/index.htm>)

○掲載内容

- 1 幼児教育から小学校教育への接続で求められるもの
- 2 幼稚園・保育所と小学校の連携の実態調査結果から
 - (1) 具体的連携の方策と問題点
 - (2) 幼稚園・保育所の保育者の意識と問題点
 - (3) 小学校教師の意識と問題点
 - (4) 保護者の意識と問題点
 - (5) 連携のポイントと問題点
- 3 幼稚園・保育所と小学校の連携に向けた課題解決の視点
 - (1) 連携を進める第一歩
 - (2) 教師・保育者が学び合い、認め合う姿勢
 - (3) 連携を継続するための工夫と努力
- 4 幼稚園・保育所と小学校の連携 —実践事例—
- 5 幼稚園・保育所と小学校の連携 —わかり合うためのQ & A—
 - (1) 小学校・幼稚園・保育所の制度についてのQ & A（1問）
 - (2) 小学校から幼稚園・保育所へのQ & A（全14問）
 - (3) 幼稚園・保育所から小学校へのQ & A（全12問）

資料（実態調査の概要 実態調査の主な結果と考察）

（参考）報告書 「わかり合うためのQ & A」抜粋

○幼稚園・保育所のここが知りたい！小学校からのQ & Aの質問例

- Q 2 幼稚園や保育所での幼児教育の特徴をわかりやすく説明してください。
- Q 4 幼稚園や保育所における集団生活の意味や社会性の育ちについてどのように考えていますか。
- Q 8 幼児教育では、「遊び」を大切にしていると聞きますが、それはなぜですか。

○小学校のここが知りたい！幼稚園・保育所からのQ & A質問例

- Q 1 小学校入学までに幼稚園・保育所で身に付けておいてほしいと願うことは何でしょうか。また、小学校入学当初に特に配慮していることは何ですか。
- Q 3 授業の中で一人一人を伸ばす指導について、どのように工夫し、実践されていますか。また、人間形成と教科指導とのかかわりやつながりについてはどのようになっていますか。
- Q 8 小学校の一日の生活について、1年生を中心に示してください。

○実態調査の結果の例

- ◇連携の必要性とその理由について質問

「必要」の回答が教師・保育者ともに約97%。必要性を感じる理由は、「滑らかな移行」「問題を抱える子どもの理解」が教師・保育者とも上位を占める。

◇小学校の教師の保育内容の理解

幼児期には「遊び」が重要な学習であるなど、幼児期の教育の知識をもつ小学校教師が多く、概念的には理解している。しかし、具体的な活動内容では、小学校教育の前段階的な捉え方をしている回答が目立つ。

◇入学当初1年生の担任が留意していること

入学前に身に付けてほしい事柄、入学当初困る状態、入学当初重視する指導項目、並びに指導で大切にすることについて調査。

（２）調査研究事業の実施

○「心をむすぶ学校づくり推進事業」の実施

幼稚園や小学校・中学校と、保育所や地域の人々と心の通い合う双方向の交流を通して、幼児、児童、生徒の豊かな心を育成する。（平成20年度は幼稚園3園、小学校14校、中学校7校に委嘱）

2 成 果

- 互いのことを理解するために大切なポイントがQ & A形式で「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子にまとめられているので、それぞれの連携の第一歩を踏み出すときに有効に活用できた。
- 特に、園の教師・保育士が相手に説明するとき、報告書で一度確認することでわかりやすい説明をすることができ、小学校教師の幼児教育に対する理解が深まった。
- 県で行う幼稚園新規採用教員研修や、小中学校等教員の10年経験者研修の異校種体験にあたっての事前説明等様々な研修の機会に、報告書の中から受講者の実態に合わせて必要なページを増し刷りし、資料として活用した。このことで、自分たちの行っている教育について学び直しをしたり、互いの生活や教育内容等を理解したりすることにより教育の向上につながるとともに、スムーズな連携につなげることができた。
- 「心をむすぶ学校づくり推進事業」では、地域の幼稚園、保育所、小・中学校の交流が活発となり、子ども同士のつながりができた。また、職員間では互いの教育内容等への理解が進み、連携につながった。委嘱終了後も事業を継続する学校、同様の事業を立ち上げる市町村がある。

3 課 題

- 幼保小連携が進んでいない地域もある。このため、報告書の中ですぐに活用できる内容などを具体的に知らせてそれぞれの連携の場で役立ててもらうことにより、県内の全ての地域における幼稚園・保育所・小学校の連携が深まるようにしていきたい。

阿久比町における取組

1 実践の展開

（１）連携の概要

阿久比町では、幼保小中一貫教育プロジェクトに取り組んでいる。

○ねらい

阿久比町教育委員会が中心となり、町内に中学校が一つしかないよさを生かして、学校・家庭・地域社会が連携し、幼稚園・保育所と小学校、中学校が一貫性のある教育を展開し、生きる力を身に付けた子どもの育成を目指す。

○連携する園、学校

- ・ 1 幼稚園、8 保育所（内 3 園は民間）、4 小学校、1 中学校
- ・ 幼稚園、小学校、中学校は教育委員会が窓口となっている。
- ・ 保育所の窓口は当初住民福祉課だったが、連携を進める中で教育委員会に一本化された。

○研究体制の整備

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため研究部会を設置している。

幼児教育研究部会：幼稚園・保育所と小学校の段差の現状と不必要な段差を少なくするための手立てについて考える。

教科研究部会：園での学びと小学校の学習のつながりを明らかにする。

（２）子ども同士の交流活動

- 日頃から園児が小学校で活動する機会を多く設定し、幼稚園・保育所との交流を積極的に実施する。
- 交流を含めた連携を進めるにあたって、「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子に掲載されている実践事例の中で今後の課題とされていた以下の①～③に加え、他の学校（園）・家庭・地域へ活動の様子や成果を発信したり、他の学校（園）・家庭・地域の意見を活動に反映させたりする双方向の交流としている。
 - ①互いに得るものがあるように考えること（互惠性）
 - ②交流する相手が見える関係であること（情のある関係性）
 - ③繰り返し出会いたい、かかわりたいと思える交流（継続性）
- 交流に当たっては、それぞれの施設の担当者を窓口にし、関係者が集まって打ち合わせるようにした。幼稚園教師・保育士はそれぞれ事前に冊子「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の「わかり合うための Q & A」を読み、小学校教師が知りたいことなどを勉強した上で小学校教師に幼児期の発達の特性を説明しながら、よりよい交流計画を立てられるようにした。
- 「事前の打ち合わせ～交流～事後の話し合い」を重ね、交流の機会を精選して一つ一つの交流を深め、交流カリキュラムとして位置づける。交流を重ねる中で、教師も児童も「イベントに幼児をお客さんとして招待する」という意識から「一緒に活動しながら学び合う」という意識に変化してきた。

（３）教職員の交流

- 「保育所体験研修と保育士・幼稚園教師による小学校学習指導補助」事業を実施するとともに、日頃から各施設が実施する研修会等に相互に参加し合うように促している。

【保育所体験研修と保育士・幼稚園教師による小学校学習指導補助】

各施設での子どもの生活の様子や教育内容を教師・保育士が知ることから始め、子どもの育ちは幼保小と分かれているのではなく連続しているという認識に立ち、それぞれの成長の過程での指導の在り方を考える機会とする。

1) 対象

阿久比町全小中学校、幼稚園、保育所の教職員

（H 2 0 年度の実績）

- ・ 保育所体験研修参加者
今年度の新規採用者と他市町からの転任者及び希望者が参加
幼稚園 2 名 小学校 2 1 名 中学校 9 名 計 3 2 名
- ・ 小学校学習指導補助参加者
前年度年長組担任及び希望者が参加
幼稚園 8 名 保育所 1 3 名 計 2 1 名

2) 手続き

- ① 保育所体験研修はすでに本町の幼稚園、小学校、中学校の全教職員が体験しているので、今年度は新規採用者と他市町からの転任者を対象とする。そのほかに希望者も参加する。
- ② 小学校学習指導補助は1年生のクラスに入るため、幼稚園や保育所で前年度の年長児の担任教師、保育士を対象として、子どもの成長を直接感じることができるようにする。そのほかに、希望者も参加する。
- ③ 参加者の集約を幼児教育研究部会が行う。

3) 実施内容

- ① 阿久比町全小中学校及び幼稚園の教師が、夏季休業中に校区の保育所で1日単位の体験研修を行う。
- ② 現在または前年度年長児を担当している幼稚園教師・保育士が小学校1・2年生の学級で学習補助（ティーム・ティーチング）として指導に当たる。教科は国語、算数が多い。

【施設間での交流の促進】

- 研修会や公開保育を実施する場合には、全部の保育所や幼稚園に案内し、参加を募る。実施施設が判断して、内容によっては小学校にも案内する。
 - ・ 各園の実態を把握するために、公開保育を実施したり、意見交換する場をつくらせたりする。
 - ・ 県教育委員会の幼稚園訪問の際に保育士や小学校教師も保育参観し、研究会に参加する。

(4) 課程編成・指導方法の工夫

- 県で行った調査（「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子に掲載している実態調査）に加え、町独自で小学校教師へ「入学当初の児童にギャップとなっていること」について調査した結果、以下の内容が指摘された。
 - ・ 生活の区切り方が変化すること
 - ・ 学習に対する構え
 - ・ 集団行動
- この結果を受け、遊びを通して行う教育から教科学習中心の生活への橋渡しができるよう指導方法の工夫を図った。具体的には単元の学習に入る前に机を寄せて広くした教室で時間にゆとりをもたせるなど、遊びの要素を取り入れた活動を行う。この活動の時間を遊びの要素を取り入れた時間として教育課程に位置付け、1年生の入学当初のカリキュラムを作成する。

事例1 第4日の遊び

① 活動内容

同日前時の「ともだちいっぱい」を受け、「ともだちいっぱいゲーム」を通して、触れ合った新しい友達と仲良く遊ぶ。教師が主導して、仲間に入れない児童に声掛けをし、新しい友達と馴染むようにさせたり、教師の指示で遊びが展開する場面を作って、学級のまとまりを感じさせたりする。

② 配慮事項

- ・ 園の生活から小学校の生活に移行する時期である。その違いにまだ慣れない時期であることを考慮し、教室外での活動を取り入れて緊張をほぐしながら1校時の授業が確立するようにしていく。
- ・ 複数の園から集まっているので、新しい友達が多い。遊びを通して児童間の触れ合いを深め、相互理解ができるようにしていく。児童と児童、児童と教師のコミュニケーションができるようにする。

阿久比町小学校 1 年生 入門期の教育計画（案）

日	学校生活の進捗	主な活動内容				学校行事	時間
1	話を聞く。 返事をする。	ぼくもわたしも1年生①（入学式・先生の話・記念撮影）3				入学式	3
2	あいさつをする。 先生の指示を守る。 下校の仕方を知る。	ぼくもわたしも1年生② （海浜式、戦勝や傘立ての場所、トイレの位置）1、5	自由遊び0、5	学校の行き帰り① （下校練習）1		始業式	3
3	仲良く遊ぶ。 自分の名前を書く。 返事をする。	ともだちいっぱい① （名前の歌、友達の名前を覚える。）1	遊具の使い方1	自由遊び1			3
4	仲良く遊ぶ。 話を聞く。 トイレの使い方と手の洗い方	はる①1	ともだちいっぱい② （ともだちいっぱい ゲーム）0、5	自由遊び1	トイレと手の洗い方0、5	給食開始 （2～6年）	3
5	仲良く遊ぶ。 よい姿勢・距離の持ち方を知る。 トイレの使い方と手の洗い方	正しい姿勢0、5 ともだちいっぱい③ （自分の名前を書く。）1	自由遊び1		トイレと手の洗い方0、5		3
6	仲良く遊ぶ。 校舎内のいろいろな部屋を知る。	学校のめぐり①1、5（教室にあるもの・校舎内） チャイムの会館0、5			1年生歓迎会1		3
7	仲良く遊ぶ。 衣服の洗濯方や着方を練習する。	丈夫な体①（身体測定の手付け）2		学校の行き帰り②（下校の仕方）1	給食の準備1	身体測定 給食開始 （1年）	4
8	大きな声で話す。 登下校の仕方を知る。	はる②1	自由遊び0、0	学校の行き帰り③ （通学団を知る・通学団会に参加する）1、5	給食の準備1	通学団会	4
9	仲良く遊ぶ。	はる③1	かずとずうじ①1	ともだちいっぱい④（グループ遊び）0、5 鬼遊び0、5	給食の準備1		4
10	校庭や花壇を見る。 学習用具のしまい方を知る。	学校のめぐり②（校庭・花壇の花・花の絵）2	自由遊び1	学習用具のしまい方0、5	給食の準備0、5		4
11	友達を贈ります。	おはなしよんで①1	かずとずうじ②1	ともだちいっぱい⑤（覆手大体操）1	自由遊び1		4
12	校舎内のいろいろな部屋の 様子を知る。	おはなしよんで②1	かずとずうじ③1	学校のめぐり③（校舎の探検）1	給のおけいこ1		4
13	運動場の様子を知る。 遊具で遊ぶ。	おはなしよんで③1	かずとずうじ④1	学校のめぐり④（運動場・池）1	遊具で遊ぶ1		4
14	並びっこをする。	おはなしよんで④1	かずとずうじ⑤1	ともだちいっぱい⑥（並びっこ・歌）1	自由遊び1		4
15	朝習小唄で遊ぶ。	どうぞよろしく①1	かずとずうじ⑥1	学校のめぐり⑤（動物と遊ぶ・観劇・歌）2			4
16	友だちの誕生日を知る。 学校探検をする。	どうぞよろしく②1	かずとずうじ⑦1	ともだちいっぱい⑦（誕生日づくり）1	学校探検①1		4
17	楽しい会に参加する。	どうぞよろしく③1	かずとずうじ⑧1	ともだちいっぱい⑧（誕生日会）2			4
18	こいのぼり集会の相談をする。 学校探検をする。 健康診断の手付けを知る。	こどもの日①（こいのぼりづくりの計画）1	丈夫な体②（健康診断の手付け・健康診断）2		学校探検②1		4
19	協力して、楽しい会にする。	どうぞよろしく④1	こどもの日②（大きなこいのぼりを協力して作り、こいのぼり集会をする）3				4
20	学習の準備の仕方を知る。 学校に必要な物を決める。 そうじの仕方を知る。	どうぞよろしく⑤1	学習の準備 （時間割の見方）1	ともだちいっぱい⑨ （学級の係）1	自由遊び1	そうじを始めよう1 （そうじの仕方を知る）	5

- ・学校の放課後の時間は、他学年の児童がボール遊びなどを行っているため、1年生の児童には危険が伴う。そこで、授業時間中に遊びの時間をとっている。

事例2 第10日の遊び

①活動内容

同日前時の「学校のめぐり②校庭・花壇の花・花の絵」の発展として、もっと詳しく見たいと思った場所を見に行ったり、友達が描いた花の絵を鑑賞したりする。時間内に絵を描ききれなかった児童に対する個別指導を行う。

②配慮事項

- ・一斉授業の経験が少ないこの時期の児童にとって、学級集団で活動することはまだ苦痛を伴うことがある。自分の興味関心に従って探検したいという思いを大切に、自由に追究する時間を保障することにより、自ら学ぼうとする意欲につなげるようにしたい。
- ・前時までの国語「はる」で、校庭の様子や花壇の花の挿絵を見て話し合う。このとき、校内の様子について触れながら児童の興味関心を高めておくことにより、本時の活動が活発になる。また、遊びの中や後で児童が見つけたことや疑問に対してていねいに聞くようにすることで、後の話す学習へとつなげることができる。教科学習への入口を意識して進めたい。

2 成果

- 小学校や保育所、幼稚園の教職員同士の交流により、子どもの成長について実感を持って理解することができ、それぞれの教育内容に交流で得たものを活かすことができた。
- 入門カリキュラムの実施により、小学校入学当初の子どもの不安が少なくなり、スムーズに学校生活に慣れていくことができるようになった。

3 課題

- 入門カリキュラムについては、内容を工夫し、さらに子どもの実態に合ったものにしていく必要がある。
- 就学前の教育として、幼稚園の教育課程と保育所の保育課程の共通部分について共に研修を深め、教育の質の向上に努めたい。

【横浜市（神奈川県）】

1 地域の状況

- 昭和53年に設置された「横浜市幼児教育調査研究協議会」の20回にわたる検討会とその報告書を踏まえ、昭和58年6月1日、幼児教育に関する総合的な研究研修機関として「横浜市幼児教育センター」が設立される。
- 25年にわたる幼・保・小連携の蓄積があり、平成17年の調査結果によると、横浜市の幼・保・小連携の連携実施率は93.5%である。

【市内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1現在

幼稚園数：292（公立：0 私立：292）
保育所数：402（公立：106 私立：296）
小学校数：356（公立：346 私立：10）
（参考）
認定こども園数：5（全て私立の幼保連携型）

2 取組のねらい

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の保育・教育の充実を目指し、交流・研究・研修事業を実施している。

3 実践の展開

（1）連携概要

- 横浜市では、「かがやけ横浜こどもプラン」の実現に向けて、局再編を行い平成18年度より、こどもにかかわる施策を「こども青少年局」が管轄することとした。それまで管轄してきた教育委員会と連携しつつ、幼稚園はこども青少年局子育て支援部幼児教育課、保育所は同部保育運営課が管轄している。横浜市の幼稚園はすべて私立幼稚園であり、横浜市幼稚園協会の協力のもと幼・保・小連携を進めている。
- 関係機関の協力のもと、私立幼稚園、公立・私立保育所と小学校が連携協力しつつ幼・保・小連携に取り組んでいる。
- 横浜市では幼・保・小教育交流事業などの各種事業を実施し、これらの事業を中心に幼・保・小連携の推進に取り組んでいる。

【概要】

	市	施設
子ども同士の交流活動	○全区を対象として横浜市が実施する「幼・保・小教育交流事業」の中で実施している。	○「幼・保・小教育交流事業」を受け、各区ごとに地域の実態に応じた取組を実施している。
教職員の交流	○教職員の相互理解を深めるため、幼保小教育連携研修会などを行っている。 ○その他、全区を対象として横浜市が実施する「幼・保・小教育交流事業」の中で実施している。	○「幼・保・小教育交流事業」を受け、各区ごとに地域の実態に応じた取組を実施している。
課程編成・指導方法の工夫	○幼児教育研究事例集の作成や幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を通じて、円滑な接続のための指導方法の工夫等を促進している。	○横浜市の取組を活用しながら、園や学校の実態に応じた指導方法の工夫をしている。
幼児教育推進協議会の設置	○幼稚園、保育所、小学校の関係者、学識経験者等からなる「幼児教育推進協議会」を設置し、幼児教育と小学校以降の教育の充実及び連携の推進を図るための協議を実施している。	○小学校区等で連絡組織を設置している例がある。
その他	○研究及び交流事業として「幼・保・小連携推進地区事業」を実施している。	

（2）子ども同士の交流活動

- 全区（18区）を対象とした「幼・保・小教育交流事業」（事業内容については、（5）

その他参照）の中で、各区が地域の実態に応じて取り組んでいる。

< A区（幼稚園15 保育所19 小学校17）の例 >

<ねらい>

- 幼・保・小の交流を図り、異年齢のふれあいを通して、子ども自らが教え合い、導き合いながら、楽しい時間を共有する場を設定することで、互いを大切にしながら自ら活動を創り出していく子を育てる。
- 幼・保・小の教育のねらいや活動についての相互理解を深めることにより、幼児教育と小学校教育との円滑な接続と、園児や児童の学びの連続性を図り、よりよい成長を促すような教育活動を創造する。

<方法>

- ①区内を6ブロックに分け、近隣の幼・保・小で連絡し、交流を実施する。
- ②ブロックテーマを設定し、各園・学校の1年間の活動計画を交換しあいながらブロックテーマに基づいて活動計画を立てる。
- ③各施設ごとに担当を決め、担当者同士が交流・連携の計画を立てる。小学校は低学年の教師が担当することが多く、毎年担当者が変わり1からのスタートになるという反省も踏まえ、担当者を教務主任が統括し、学校教育全体の中に位置づけ交流・連携を進めている所もある。

<内容>

- 幼稚園・保育所から「園での子どもの様子や年長児ならではの成長、小学校で望む姿、保護者の願い、小学校へ向けての取組等」、小学校からは、「今年度入学した児童の様子や今望む姿、交流の必要性とその在り方等」を主要なテーマとして様々な情報交換を行い、これらをもとに近隣の幼稚園・保育所と小学校が交流を行っている。

<配慮事項>

- 交流を進めるにあたっては、園だよりや学校だよりの交換やお互いの参観日に訪問するなど日常からの信頼関係を築いておくようにしている。
- 園児と児童の交流にあたっては、互惠性のある交流となるよう、お互いに交流のねらいを明確にして、手だてや環境構成などの配慮を共有化して取り組んでいる。（例えば、年間を通して交流のペアを固定し、名前で呼び合う人間関係をつくっている所もある。）
- 子どもたちの様子や取組などについて情報を交換することで、より充実した交流へつなげられるようにしている。

- 子ども同士の交流活動では互惠性のある交流であることが重要であり、そのためには「お互いにとって成長につながる交流・お互いにとって教育的意味がある交流・互いの名前を呼び合える交流」という3つの視点を実践報告会や合同研修会を通じて周知して活動の充実を図っている。

（3）教職員の交流

- 幼・保・小教育連携研修会及び幼・保・小教育交流事業などを通して教職員の相互理解を深める

【幼・保・小教育連携研修会】

幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の教職員を対象に実践に基づいた保育や教育の研究発表を通して相互理解を深め、より充実した教育連携を図ることを目的に実施している。

1) 対象

幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の教職員

2) 主催者等

横浜市幼稚園協会、横浜市私立保育園園長会、横浜市立小学校長会、横浜市小学校教育研究会、横浜市立特別支援学校長会、保育所を管轄するこども青少年局

保育運営課の協力のもと、幼稚園を管轄するこども青少年局子育て支援部幼児教育課と小学校を所管する横浜市教育委員会小中学校教育課が主催している。

3) 実施内容

講演会、実践報告からなる全体会（1日目）と幼・保・小連携の協議を行う分科会（2日目）の2日間実施している。

①全体会（1日目）

・実践発表

横浜市が実施する「幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園」（事業内容については、(5)その他参照）の指定地域のうち2年目の地域が発表する。

・学識経験者等による講演会

②分科会（2日目）

健康部会、人間関係部会、環境部会、言葉部会、表現部会、特別支援教育部会の6分科会に分かれ、幼稚園、保育所、小学校からの実践提案をもとに協議する。

<平成20年度の分科会テーマ>

全体：幼・保・小の教育連携を通して、主体的な子どもの育ちを支援する。
 健康部会：様々な活動の中で自ら健康で安全な生活をつくり出す心と体を育てる。
 人間関係部会：一人ひとりを生かした集団生活を通して、他の人々と親しむ心や豊かな人間関係を育てる。
 環境部会：身近な自然や社会との具体的な触れ合いを通して、豊かな心や自立への基礎を育てる。
 言葉部会：経験したことや考えたことなどを自分なりに言葉で表現することを通して、言葉の発達を促すとともに、豊かな心を育てる。
 表現部会：感じたことや考えたことなどを自分なりに表現することを通して、様々な表現を楽しむ心や豊かな創造性を育てる。
 特別支援教育部会：集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促すとともに、社会性や豊かな心を育てる。

4) 参加者

全体会は約1,100名。分科会は、約700名。延べ1,800名の教師・保育士が参加した。

5) 配慮事項

参加者へのアンケートを実施し、研修の振り返りと次年度の課題を明らかにしている。

【幼・保・小教育交流事業】

全区（18区）を対象とした「幼・保・小教育交流事業」（事業内容については、(5)その他参照）の中で、各区が地域の実態に応じて取り組んでいる。

＜B区（幼稚園14 保育所24 小学校23）の例＞

①園長・校長交流会

B区内の全校長・園長が一堂に会して、教育交流事業の意義を共有し、本年度の事業について概要の共通理解と情報交換を行っている。

②合同研究会

各校・園の幼・保・小の担当者がブロックに分かれて、幼児教育から小学校教育への円滑な適応のために研究テーマを設定して研究活動を実施している。まとめの段階で、区内各校・園の教職員や保護者を対象に報告会（シンポジウム）を実施し、各ブロックから今年度の活動について報告するとともに、統一テーマのもとに各校・園が抱えている身近な課題について論議する。（幼児教育課からも出席し、取組について助言を行っている。）

＜平成19年度＞

- ・区内統一テーマ「配慮を必要とする子への連続的支援を目指して」

- ・各ブロック研究・研修課題

- ・第1ブロック「支援体制のあり方と保護者との関わり方」

（幼稚園4：保育所5：小学校3）

- ・第2ブロック「園生活と学校生活」

（幼稚園3：保育所4：小学校5）

- ・第3ブロック「深まりのある交流と実践」

（幼稚園4：保育所6：小学校4）

- ・第4ブロック「課題と解決に向けて」

（幼稚園2：保育所4：小学校4）

- ・第5ブロック「支援と問題点」

（幼稚園3：保育所5：小学校7）

③拡大合同研修会（合同研究の一環として）

ブロックごとに幼稚園・保育所・小学校が交替で保育や授業を公開したり、素材を提供したりして、幼児教育と小学校教育について相互理解を深め、情報の交流を実施している。担当者の他、校長・園長・保護者にも保育や授業を積極的に公開している。

④全体研修会

幼・保・小に共通する「子育てに関する課題」に光を当てて、区内各校・園の教職員や保護者を対象に研修会を実施している。各区でテーマを設定し、実行委員会から講師を依頼する。

（４）課程編成・指導方法の工夫

幼児教育研究事例集の作成及び幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を通じて、円滑な接続のための指導方法の工夫等を促進している。

【幼児教育研究事例集の作成】

幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園、小学校の教師及び保育所の保育士で実践した内容を取り上げ、子どもの育ちの連続性の観点から合同で研究し、幼児教育研究事例集を作成し、保育・教育に反映する。作成した事例集は、横浜市内の幼・保・小・中・高・特別支援学校・関係機関等に配布している。

＜取組事例＞

- ・平成16年度 幼・保・小連携～「豊かな体験と心の健康」編

- ・平成17年度 幼・保・小連携～「主体性と問題解決」編

- ・平成18年度 幼・保・小・高連携～「異年齢交流を通してのかかわり合いを求めて」編

- ・平成19年度 「明日へつなごう 子どもの育ち～子どもの好奇心を育てる体験活動を求めて～」編

- ・平成20年度 「子どもの育ちと学びをつなぐ～『人間関係』づくりを通して～」

改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領を共同で確認しながら、保育士・教師が所属する幼・保・小を超えて、そこで行われている保育・教育理念を就学前教育と小学校教育の接続の観点から、健やかな子どもの

成長を共同で研究し、実践に活かすために作成する。

今年度は「人間関係」に焦点をあて、0歳児から小学校3年生の子どもたちが、周りの人たちとどのようにかかわりながら成長していったかを事例として掲載する。

【幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会】

幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の教師や保育士を対象に、子どもの育ちと学びの連続性を確保することを目的に、幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を実施している。この事業は当初、小学校教師を対象に実施していたが、平成19年度より、保育所・幼稚園にも広げ、円滑な接続について保育士・教師の双方で考えていく場としている。

<平成20年度の例>

シンポジウム	「小学校への確かなステップづくりをめざして」
講演会	「幼児教育と小学校教育をつなぐために～接続期を考える～」
基調提案	「スタートカリキュラムを考える」（生活科実践提案）
指導助言	「子どもの遊び・学びをつなぐ教師の協働」

（5）その他

幼児教育推進協議会や実践研究事業等を通じて幼・保・小連携の推進を図っている。

①幼児教育推進協議会

「幼児教育推進協議会」を設置し、幼児教育と小学校以降の教育の充実及び連携の推進を図るための協議を年2回実施している。

1) 組織

委員15人以内をもって組織している。

○幼児教育機関代表者

- ・横浜市幼稚園協会会長、副会長、研修部長
- ・横浜市私立保育園園長会会長、横浜市社会福祉協議会保育福祉部会長
- ・横浜市公立保育園長代表

○学校教育機関代表者

- ・横浜市立小学校長会長、横浜市立小学校長会、幼・保・小・中教育連携研究部長
- ・横浜市立中学校長会代表、横浜市立高等学校長会副会長

○学識経験者

- ・大学関係者（会長・副会長）、療育センター長

○その他こども青少年局長が必要と認める者

2) 内容

- ・幼児教育と小学校以降の教育に関すること
- ・幼児教育と小学校以降の教育連携に関すること
- ・幼児教育と小学校以降の教育に関わる課題に関すること

について協議する。

②事業実施

【幼・保・小教育交流事業】（研修事業）

行政区を単位とした18区すべての地区において、教職員の相互理解を深めるとともに幼児教育と小学校以降の教育の連携と充実を図るための交流事業を実施している。各区における事業実施に当たり、横浜市から次の内容を示している。

事業	内容
実行委員会	すべての区で毎年設置し、年４回程度会議を開催し次の内容に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画立案（役員決定、年間事業計画及び予算の策定） ・研修会等の計画とブロック別交流会の進め方の検討 ・事業の反省とまとめ、次年度への引継ぎ
園長・校長会	総会としての役割
保育参観 授業参観	小学校の授業参観、保育所や幼稚園の保育参観、懇談会を各ブロックごとに実施
研修会 講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック研修会 ・健やか子育てに関する講演会、交流会、研修会等 ・全体研修会（区のテーマに沿った研修会） 例：支援を要する子への手だてについて専門家を招いての学習会 授業提案をしてその後、お互いのカリキュラムの接続を考える ※ブロック別研修会の活動報告と年間のまとめ ※実践報告会、講演会、シンポジウム、協議会等を実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の行事への参加 ・作品交流、家庭や地域への啓発、年間行事計画等の交歓 ・就学児への適切な支援等の情報交換 ・保護者の理解を得るための共同シンポジウム ・教職員の交流 ・園児、児童の交流 ・近隣の中学校、高等学校等との交流 ・区役所（福祉保健センター等）との連携交流や情報交換

< 事業実施に当たっての横浜市のかかわり >

- ・年２回教育交流事業実行委員長会を実施
- ・各区内で実施される事業について助言

【幼・保・小連携推進地区事業】

< 背景 >

平成７年度より、幼稚園・保育所・小学校の教育連携課題について、共同で実践的に研究、開発をしていく「幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業」を実施してきた。この事業の成果を踏まえ幼・保・小連携の一層の充実を目指し、平成２０年度より新たに「幼・保・小連携推進地区事業」として実施する。

○幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業成果の例

- ・モデル事業を実施してきた地区での事業終了後も幼・保・小の交流・連携が深まっている。
- ・モデル地区での取組が、幼・保・小・中と広がり、中学校ブロックの３校の小学校も加わって研修会を実施するなど、地域に広がっている。幼・保・小・中持ち回りで研修会を企画して幼・保・小・中の教師、保育士が集まって研修するなど自主的に取り組み、地域ぐるみで子どもの育ちと学びをつないでいこうという気運が高まっている。
- ・指定を受けた小学校では１年生が大変落ち着いてきているとの教師の感想があった。園児が小学校生活を体験することで小学校への不安が、「あこがれ・安心・楽しみ」になっていったと考えられる。

< 目的 >

幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指し、各施設が協働で連携教育に取り組み、その成果を区内の幼児教育及び小学校教育に反映させることを目的として実施している。

< 指定地域 >

平成20年度 18区中9区を対象として実施
(平成21年度は全区に拡充予定)

< 研究内容 >

- ・ 幼児、児童の成長、発達の一貫性に関すること
- ・ カリキュラムの一貫性に関すること
- ・ 教育内容、指導方法に関すること
- ・ 教材開発に関すること
- ・ 幼児、児童の交流活動に関すること
- ・ 教職員の連携に関すること
- ・ 地域、家庭との連携に関すること
- ・ その他、幼・保・小連携教育に関すること 等

4 成 果

【幼・保・小教育連携のネットワークの構築】

- 幼・保・小教育連携を進めるに当たっては、横浜市幼稚園協会、私立保育園園長会、公立保育園園長会、小学校長会への事業説明や研修の趣旨説明、担当者や参加者の依頼など行ってきた。横浜市は、幼・保・小の数が非常に多いので、実践に当たっては各区にある地区教育交流事業実行委員長会への働きかけも重要であると考え、各区を訪問したり、実践報告会での指導・助言なども行ってきたりした。この結果、各地区をまとまりとした連携が図られてきている。
- 横浜市私立幼稚園協会の前向きな姿勢と子どもの育ちと学びをつなぐ幼・保・小教育連携について理解を図りながら、連携・協働して取り組んでいる。私立幼稚園とは、年2回「園外研修実施協議会」を開催し、幼稚園新規採用教員研修も含め、その他の研修についても話し合いの場を設けて協議を行うことにより、教育委員会との連携が緊密になってきている。
- 幼稚園がすべて私立幼稚園であるという特性を生かして、幼児教育課がこども青少年局に移ったことで、保育所を管轄する保育運営課や各区のサービス課とも連携を図りやすくなり、幼・保・小教育連携についての理解が得られやすくなった。

【事業実施による各校・各園での保育・教育の充実】

- 14年間幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業を実施してきたことにより、研究指定終了後も連携が継続する中で地域全体を巻き込んで幼児・児童を育てていこうという意識が高まり、近隣の幼稚園・保育所・小学校・中学校へと広がっている。
- 幼児教育と小学校教育の接続という視点から、具体的にどのように接続をしていったらよいか関心が高まっている。今年度実施した「幼児教育と小学校教育に関する研修会」には、多くの保育士・教師・園長・校長が参加し、先進的な取組の事例や現在実践している地区の実践例、生活科のスタートカリキュラムの提案をもとに研修会を実施した。アンケートによると「自分の地域で取り組むことが見つかった。」「研修したことを職場にもどり、報告する中で具体的方策を考えたい。」など前向きな回答が多く、手ごたえを感じた研修会となった。

5 課 題

【地域による取組の差】

- 20数年前から幼・保・小連携に取り組んできており、約93.5%で交流・連携を実施

している。しかし、地域によってはなかなか交流・連携が図られない地域もあり、それらの地域に対して具体的取組の支援が必要である。交流が進んでいる地域でも、子ども観や教育観が十分共有化されていない面もあり、一層の充実が必要である。

【幼・保・小教育連携の一層の充実】

○横浜市では長い間、幼・保・小教育連携をしてきたが、子どもの育ちの変化や幼児教育の重要性、家庭との連携、教育要領・保育指針の改訂等すべてを含め、今日的課題を解決するために次の4点を平成21年度の課題として取り組んでいく予定である。

①横浜市の子どもの実態を把握、分析し、具体的な施策を考える。

- ・ 接続期の保育・教育を円滑に進めるために、就学前の教育（幼稚園・保育所等）と小学校の接続において実態調査を行い、何が課題なのかを明らかにする。
- ・ 幼・保・小の連携を推進していく中で、その課題解決のための具体的な方策を示していく。

②子どもの育ちと学びの連続性を確保するために、保育所と小学校をつなぐことは重要であることから保育所と小学校の何をどのようにつなげていくのかについて検討し、同時に、幼稚園教育との連動を考える。

③子どもの育ちと学びをつなぐために、教育観の共有化と指導の一貫性を図る。そのために接続を意識したカリキュラム開発を行っていく。

- ・ 5歳児後半から一年生の7月くらいまでを接続期としてとらえ保育・教育内容を考える。
- ・ 幼児教育と小学校教育の接続という視点への関心が高まる中、研修会や各区の交流事業の中で「接続」について具体的な取組が推進できるようにしていきたい。

④保護者・地域・関係機関との連携・協力

<家庭への啓発>

- ・ 区交流事業の中での保護者を対象とした講演会を継続実施し、参加者への呼びかけをしていく。
- ・ 保育所・幼稚園でも保護者に対しての様々な啓発活動の実施を促すとともに、活動に対する支援を行う。

<区役所との一層の連携>

- ・ 各区における教育交流事業・連携推進地区事業を実施するにあたり、保育所を管轄するサービス課、小学校を管轄する学校・連携支援担当課との連携は今後とも重要である。そのため、事業説明や協力依頼など引き続き行い、円滑な事業実施を目指す。

【大津市（滋賀県）】

1 地域の状況

- 保育所や私立幼稚園は通園区域が広範囲であることや設置目的、教育方針などの違いから小学校との連携は限られていた。人権教育をきっかけに、同じ校区の子どもたちを育てていく視点の共有化に向けて、校区内の教育機関が定期的集まるという研究体制が整い校種間連携の機会が増えているが実施状況は地域差がある。
- 先にあげたことをベースに、校区内の幼児教育に関わる機関と小学校が地域の特色を生かしてつながることが期待される。

【市内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：43（公立：34 私立：9）
保育所数：43（公立：15 私立：28）
小学校数：37（公立：37）

2 取組のねらい

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、双方の教育の質の向上をめざす。
- 幼児教育の成果が小学校教育につながるために教師間の相互理解を深める。

3 実践の展開

（1）連携の概要

- 子ども同士の交流活動を中心とした幼保小連携の実施
滋賀県では県内の多くの地域で幼稚園の5歳児と小学校5年生の交流（5・5交流）に取り組んでいる。このことを踏まえ、大津市では保育所も含め学校や園が、幼児にも教師にも最も効果的な交流の方法として、5・5交流がふさわしいと判断し、これを主軸に交流活動を行うようになった。
<内容>
 - ・5歳児と5年生の交流を軸に置き、次年度に向けて、入学への期待と最上級生としての自覚を育むことを目的として計画的に実施する。
 - ・子どもたちの交流や教師の出前授業を積極的に実施し、校種間の円滑な接続に努める。
 - ・教師と保育士の合同研修や授業保育公開を行い、互いの教育を理解し、指導力の向上や幼保小中の一貫性のある教育実践に向け連携強化を図る。
 - ・地域や保護者を巻き込んだ連携の在り方を探り理解推進を図る。
- 子ども同士の交流活動の推進のほか、教職員の研修等を通じて幼保小連携を推進している。

【概要】

	大津市	施設
子ども同士の交流活動	○大津市と各施設が連携して実施している。	
教職員の交流	○研修や研究会などを実施している。	○以下のような取組を実施している。 ①保育、授業の相互参観 ②合同研修会 ③出前授業や入り込み授業 ④連絡会の実施
その他	○校種間連携研究指定事業の実施	

（2）子ども同士の交流活動

- 大津市が、必要に応じて保育所所管課と連携しながら、各施設における交流活動の計画に対する助言や事業の推進についての相談に応じることにより、子ども同士の交流

活動の効果的な実施を図っている。

1) 対象

幼稚園・保育所の5歳児及び小学校5年生

2) 手続き（各施設で実施）

- ・各校園所の交流のねらいや育てたい子ども像に基づき担当者を中心に年間計画を立案する。
- ・交流前に幼児児童の状況について情報交換をしたり、教師のかかわり方について共通理解をするなどの協議をする。指導案を合同で作成することもある。
- ・事後には互いの子どもの姿や教師側の指導についての振り返りを行い、子どもの変容をとらえる。（時間の確保が困難な場合は交換ノートなどで対応する例もある。）
- ・随時「連携推進協議会」を開催し、交流の様子を公開したり成果を伝え意見交流をする。

3) 実施内容

- ・行事を通しての交流（運動会・音楽会・七夕集会の合同開催など）
- ・共通体験による交流（栽培活動・製作活動・運動遊び・正月遊びなど）
- ・日常的な生活交流（休み時間や給食での交流・保育、授業への参加）

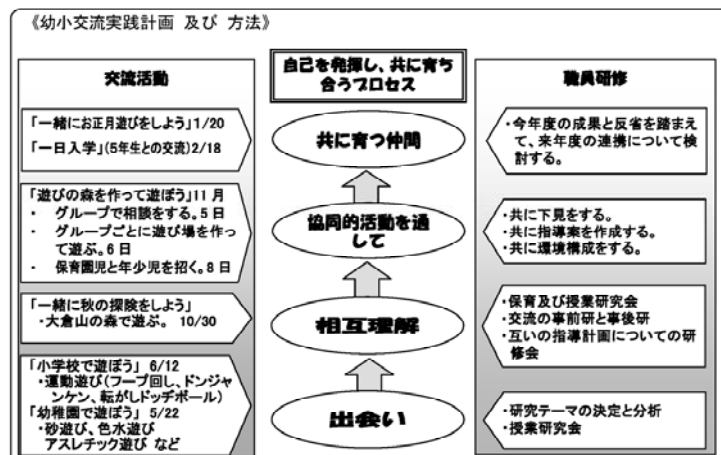
4) 配慮事項

- ・交流等の指導案作成は双方の教師が合同で行うことが大切である。指導法や指導形態、子どもの実態、発達などを理解して授業（保育）をする時期や内容を精選した上で実施することが望ましい。
- ・交流の充実やゆとりある指導のために、教師、保育士間で、事前に子どもの育ちや興味関心、動きを予想して事業内容の精選をすることと、事後には子どもの変化や学びについて確認しあうことが必要である。
- ・隣接する公立幼稚園と小学校は、教師間の意識化と子どもの状態に合わせ、休み時間を利用するなどして日常的な交流を活発に行うことができ、その効果も得やすいが、公・私立保育所、私立幼稚園については地理的条件から、互いが行き来する機会をかなり意図的・計画的につくる必要がある。
- ・小学校との交流の意義を深めるために、まずは幼稚園及び保育所の園児が互いに喜んで交流できるよう、例えば普段から共通の曲で歌ったり踊ったりするなど予め計画して、日常的な交流は困難であっても出会いを楽しみにしたり気持ちのつながりをもって過ごせる工夫が大切である。

5) 平成20年度の取組例

A校区：公立保育所と幼稚園・小学校が小規模であるという実態を生かし、共に育ち合う交流のプロセスを4期に分けてとらえ、指導方法の工夫や子どもの理解が進むようにした。

A校区の交流のプロセス



（３）教職員の交流

○幼児教育ゼミナールの実施や幼年期教育部会の設置とともに、各施設においても積極的に交流するように促している。

【幼児教育ゼミナール】

幼児教育の今日的課題について講演会や分科会を設定し一日の日程で研修する。年１回開催している。

１）対象

公私立幼稚園、小学校、公私立保育所（公立幼稚園は悉皆研修）

平成２０年度実績	２５０名	
公立幼稚園	・・ ２２７	私立幼稚園
公立保育所	・・ ７	私立保育所
小学校	・・ ７	・・ ３

２）手続き

市教委が研修案内の送付から参加の取りまとめまですべてを行う。

３）実施内容

分科会はその時期の課題（例えば幼小連携や子育て支援など）を中心に４～５分科会を市教委から提案し、各幼稚園から募った委員により構成された実行委員会で協議して決定している。

【幼年期教育部会】

大津市教育研究所が主催する自主参加の研究会であり、市内の公立保育所から幼稚園、小学校の教師が一同に集える共通部会である。特に公立保育所にとって小学校への接続を考える貴重な機会となっている。

１）対象

公私立幼稚園、小学校、公私立保育所

２）手続き

事務的な手続きはすべて大津市教育研究所が行う。年度初めに参加希望をとり、部会長や推進委員など部会の運営組織から研究内容まで部会員全員で決定する。

３）実施内容

テーマに基づき事例研究をしたり、必要に応じて公開講座形式で部会員以外の参加を募ったり、保育や授業公開をして校種を越えて学び合っている。

【施設間での交流の促進】

各施設における教職員の交流を促進している。

①保育、授業の相互参観

<例>

- ・ 小学校に進学した幼児の指導をつなぐための参観と協議会（進学した学校から該当保育所・幼稚園に案内が送付される。）
- ・ 互いの校内研究や園内研究に参加
- ・ 小学校の校内研究部会に幼稚園教諭も一部員として参加（互いの研究テーマの摺り合わせや研究会の日程調整をして参加しやすい体制をつくる。）

②合同研修会（講師招聘・子どもの実態交流など）

- ・夏季休業中など比較的時間の確保がしやすい時期に合同研修会を行う。講師招聘のための費用は、実施する校園の申請により大津市教育委員会の幼小連携事業の研究指定や校園内研修に係る予算から支出している。
- ③出前授業や入り込み授業（保育）
 - ・交流計画の内容と幼児児童の状況に応じて、小学校の教師が幼稚園や保育所で保育の一部に参加したり、幼稚園の教師が小学校の授業の一部に参加したりする。
- ④個々の子どもの指導や発達の接続を図るための連絡会
 - ・特に小学校への進学を意識して、幼児の指導をつなぐために互いの保育や授業を公開し、その後協議をする。

○教職員の交流における配慮事項は以下のとおりである。

【大津市】

- ・市主催の研修会を、公立幼稚園、公立保育所が合同で行ったり、幼稚園教師対象の研修会に、公・私立保育所、私立幼稚園・小中学校に向け参加を周知したりするなどして研修機会の拡大や開催方法の工夫をする。参加の周知は、校園長会での伝達や文書・メール送信による。

【施設間】

- ・研修時間や時期の設定は校種により保育時間や授業時間の違いがあるため、自助努力もしつつ互いの立場を理解して歩み寄ることが必要である。特に、保育を交えての研修に当たっては、例えば午後4時頃からの開催や夏季休業中など、比較的園児が少ない時間や時期に設定するなど、保育士が参加しやすいよう配慮を要する。

（４）その他

「開かれた学校園づくり推進校園(校種間連携・接続の改善)」事業を実施している。

①趣旨

幼稚園教育では、幼児の主体的な生活が展開され、義務教育及びその後の教育の基礎が培われている。このような幼稚園における教育の成果が、小学校につながっていくことが大切であることから、教師が、幼児と児童の実態や指導のあり方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、幼稚園教育と小学校教育の連携の強化を図ることを目的としている。

②研究の観点

- ・子どもの発達や学びを連続的に捉えると共に、一人一人の指導の継続性を図るために教師間の相互理解を深める
- ・互いの子どもの心を育む幼児児童の交流
- ・地域や保護者への理解推進と連携のあり方

③指定地域数

平成20年度指定数 5地域

④その他

- ・大津市教育委員会において計画書と報告書の提出を求めるとともに、研究実施のための予算（補助金）交付と年一回の指導訪問を行っている。
- ・校区内の校園の主体性と必要性により協議会を設置している。

B 学校区幼小連携推進協議会の構成の例（校区に公立保育所なし）

- ・ B 小学校長・ B 幼稚園長（公立・隣接）
- ・ 私立保育所長（B 小学校区内）・ 青少年学区民会議会長
- ・ 民生、児童委員協議会会長・ 老人クラブ会長・ 主任児童委員
（地域関係者も協議会の委員に加入しているのが特徴）

4 成 果

【園児】

- 少し年齢に開きのある5年生との交流だからこそ、幼児は思いを十分に聞いてもらうというかわりがあり、その安心感や温かい人間関係から小学校への親しみや憧れをもって入学を迎えることができた。
- 物怖じせずに人とかわったり、交流での体験が刺激となって遊びを工夫するなど、生活や遊びが豊かになった。
- 話を聞く態度や理解力、行動力の広がりが見られた。

【児童】

- 相手と折り合いをつける気遣いや自己をコントロールする力が育った。
- 話を聞く態度や理解力、行動力の発揮や広がりにつながった。
- 自分が幼児のモデルとなることを意識することで、小学生にルールを守るなどの集団における規範意識の育ちが見られた。
- 幼児の姿に接して自分自身の成長を実感したり、自分の未来に思いを馳せたりするなど自己認識を深めるきっかけになった。

【教師や保育士】

《共通の成果》

- 地域で育てたい子ども像について具体的な子どもの姿から共通理解できるようになった。また子どもの育ちを連続してとらえ、それぞれの立場で課題を確認できた。
- 校種が交わって子どもの見方や互いの指導計画、環境のあり方を学ぶことで互いのよさや目指しているもの、指導法の違いなどについて理解が進んだ。
- 教師や保育士同士の顔見知りが増え、肩の力を抜いた情報交換ができるようになった。

《幼稚園・保育所》

- 事業を実施した幼稚園や保育所では、日々の遊びを充実させ、様々な体験を通じて達成感や自信をもたせること、基礎基本の力を確かに身につけさせること、少し困難なことでも自分の力で乗り越えられる体力やたくましさを育てることの大切さについて共通理解できた。
- 事前事後の協議内容や交流の成果を織り込んだ指導計画を立てたり指導にあたることで、幼稚園や保育所での学びが小学校の学びにどのようなようにつながっているかを再確認できた。
- 小学校教師の端的な話し方や指示の仕方などは5歳児の指導に際して参考になり、指導法を再考するきっかけになった。

《小学校》

- 幼稚園の環境の意味や日々のねらいの持ち方について理解が深まった。
- 発達段階に合わせたきめ細かな指導法や話し方を学んだ。
- 特に5歳児について、協同する姿や規範意識の育ちなどの面から発達の姿を具体的に捉えることができ、認識を改めることができた。
- 保育所、幼稚園で身につけた力を授業や生活の中でどのように教育計画に位置づけるのかあらたな意識化につながった。

《その他》

- 保護者から、小学校への入学時の不安が和らぐことや異年齢のかわりが乏しい我が子には貴重な経験であるなどの声があった。

5 課 題

- 幼稚園、保育所、小学校それぞれの勤務形態や保育時間等の関係から合同の研修時間を定期的、継続的に確保することが難しかった。
- 保育所は職員も多く、その勤務体系も多様化しており、事業の意義の浸透や成果の積み上げ、拡充には課題がある。特に、施設の役割や資格の違いから研究組織の機

能や内容の積み上げに苦慮している実態があり、協議会などの機会の確保と丁寧な情報の伝達、確認が必要である。

- 小学校では担当教師や一部の教師の力によって事業が支えられているという傾向もあり事業の成果が積み上がりにくい。
- 人事異動も含め、連携の状況が変わることのないよう組織的な連携を図る必要がある。
- 実践や成果について様々な情報発信を積極的に進め、地域や保護者を巻きこんで、相互の教育効果を高めることが求められている。
- 子どもの発達や学びを見取る目を磨くためにそれぞれの専門性を高めるとともに、子どもの実態や地域性に応じた視点をもって事業の継続を図りたい。
- 大津市教育研究所主催の「幼年期教育部会」は自主参加ではあるが、全市的に幼保小連携を捉えることができる組織であり、校種を越えて子どもを中心にした話し合いがされてきた経緯があり、このことを本事業にももっと反映できれば良いと考える。
- 実質的な事業の推進役である小学校教務主任や幼稚園、保育所の担当者が一緒に意見交流する機会を設けるなど、行政側のさらなる支援も必要である。

【北九州市（福岡県）及び中井小学校区】

1 地域の状況

- 本市の幼稚園・保育所・小学校では、小学校入学時における引継ぎを目的に、教師間の連絡会等を行っている。また、幼児・児童の交流活動についても、積極的な交流が広がっている。
- しかし、交流活動の教育課程への位置づけが不明確であり、互いの教育や保育のねらいを意識した上での交流内容にはつながらないことも多い。今後、幼児の発達や学びの連続性を、教師・保育士が相互に理解し、連携の質を高めていく必要がある。

【市内の幼稚園数・保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数	： 1 0 3	（公立	： 8	私立	： 9 5	）	
保育所数	： 1 5 7	（公立	： 3 2	私立	： 1 2 5	）	
小学校数	： 1 3 4	（公立	： 1 3 0	私立	： 3	国立	： 1

2 取組のねらい

- 連携の質的向上と市全体への拡充
子どもの発達や学びの連続性を踏まえた計画的な指導や交流活動など、より効果的で質の高い連携のあり方について、実践校区（市内3校区）において実践研究を行う。さらに、この成果を普及することにより、市全体での連携の質的向上を図っていくこととしている。

北九州市における取組

1 実践の展開

実践研究を行い、その成果を普及することを中心に幼保小連携の推進を図っている。

<連携の概要>

①目的

近年、急激な少子高齢化や都市化の進展、核家族化など社会状況が大きく様変わりし、地域における連帯感や家族のつながりが希薄化している。また、地域においても異世代・異年齢の交流が不足している現状にある。このような生活環境の変化により、乳幼児期から小学校卒業までの子どもたちの成長過程におけるさまざまな課題が生じている。

こうした社会的背景の中で、本市では幼稚園・保育所の保育環境から小学校の学習環境への円滑な移行や、異年齢児との交流などにより子どもの社会性の醸成を図るとともに、幼保小関係職員の資質向上を図り、幼児・児童の健全育成を推進することを目的とし、「幼保小連携事業」を実施する。

②内容

- 平成17・18年度に3つのモデル校区において幼保小連携の実践に取り組んだ。
- 学識経験者・実務者・市民代表・行政関係者で構成された「幼保小連絡推進会議」を設置し、モデル校区での取組の検証及び保護者・幼稚園・保育所・小学校へのアンケート調査を通して今後の連携のあり方や課題等についての検証を行った。
- 平成19年3月に「幼保小連絡推進会議」において報告がとりまとめられ、今後の本市の幼保小連携に求められるものとして次の点などが示されるとともに、行政においては、引き続き連携の質的向上と量的な拡充を図るため継続的な取組が求められた。
 - ・連携を進める上で、各施設のキーパーソンの役割を明確にすること
 - ・幼児、児童の発達や特性を踏まえ、各施設で共通した理解や認識を深めていくこと
 - ・連携を踏まえた指導計画の策定に努めること

- ・保護者に対して発信する情報の内容・方法を検討すること
- ・特に、移行期の教育・保育については、保育活動や指導方法等について、密に連絡を取りながら活動内容を精査しあう必要があること
- 平成19・20年度は、平成17・18年度に幼保小連携に取り組んだ3校区を実践校区として引き続き指定し、「幼保小連携推進会議」の最終報告を踏まえた実践研究を実施している。
- 各校区での個別の取組ではなく、実践校区各施設の代表と行政による「幼保小実践校区連絡会」を設置し、より効果的な実践研究の進め方についての協議や、連絡調整を行いながら取組を進めている。
- 実践校区では、連携や交流活動について幼保小の三者が共通のねらいや目的を明確にするため、以下の3点を踏まえた取組がなされている。
 - ・連携の目的を明確にするために各校区の特色や課題等を踏まえた研究テーマを設定
 - 松ヶ江南小学校区 「学びの基盤となる聞く力をはぐくむ」
 - 中井小学校区 「学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける」
 - 黒崎中央小学校区 「社会生活の基盤となる自己肯定感をはぐくむ」
- ・発達や学びの連続性の共通理解
 - 小学校入学前後の「接続期」においては、幼児・児童の発達や学びの連続性を重視した指導が必要である。そこで、各実践校区では研究テーマを踏まえながら、就学前に育成する重点指導内容とその成果を受けて小学校入学後に育成する重点指導内容を幼保小それぞれから出し合い、幼保小が互いに「接続期」を意識しながら教育（保育）活動に取り組むようにしている。
- ・交流活動の教育（保育）課程・指導計画における位置付けの明確化
 - 子ども同士の交流活動については、年間計画を作成するとともに、幼保小それぞれの教育（保育）課程、指導計画に明確に位置付けることで、幼保小それぞれの教育・保育の独自性を大切にしながら、互いに交流活動のねらいや内容が明確になるようにしている。

③今後の取組

平成19・20年度における実践校区での実践的な研究を受け、平成21年度から全小学校区へその成果の普及を図る。

<研究成果の普及>

以下の取組を通じて研究成果を周知し、全市的に幼保小連携の推進を図っている。

- 実践校区合同の職員研修会を開催し、実践校区以外の幼稚園・保育所・小学校に対し参加を促す（平成19年度）。
- 市内の全幼稚園・保育所・小学校を対象とした「幼保小連携フォーラム」を開催し、この中で、各実践校区における実践研究内容について、幼稚園・保育所・小学校のそれぞれの立場から成果や今後の課題について発表を行う（平成20年度）。
- 研究成果をまとめた冊子を市内の全幼稚園・保育所・小学校へ配布する（平成20年度）。

2 成 果

- 交流活動や職員交流等の計画的な取組や、指導計画への位置付けの明確化、指導内容の相互理解等を推進したことにより、幼保小の三者それぞれの教育・保育の独自性を大切にしながら、互いに連携のねらいや内容が明確になり、教師・保育士の相互理解と取組の質的な向上を図ることができた。

3 課 題

- 実践校区での成果を全市的に拡充していくために、連携の実態把握を行いながら今後とも継続的に普及・啓発に取り組んでいく予定である。

中井小学校区における取組

1 実践の展開

- 北九州市から実践校区の指定を受け、「学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける」ことを幼保小の共通の視点として連携に取り組んでいる。
- 幼保小連携の実施に当たり、子ども同士の交流や教職員の交流等を個別にとらえるのではなく全体としてとらえ、年間計画を作成している。

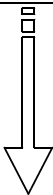
＜研究テーマ＞ 学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
幼児・児童間交流	幼稚園	年中		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(保)＜小学校＞						【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(保)＜小学校＞		【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(小5)＜幼稚園＞		
		年長		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(保)＜小学校＞	【交流2】お泊り保育(保)＜森の家＞ 【交流3】サツマイモを育てよう(保・小)＜小学校＞	【交流4】フール遊び(保・小5)＜小学校＞			【交流6】クリーンクラン(保・小2)＜中井校区＞ 【交流9】サツマイモを収穫しよう(保・小1)＜小学校＞ 【交流7】学習発表会を見に行こう(保)＜小学校＞	【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(保)＜小学校＞	【交流9】「なかよし給食」(保・小5)＜小学校＞	【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(小5)＜幼稚園＞		
	保育所(園)	年中		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(幼)＜小学校＞							【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(幼・小)＜小学校＞		【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(幼・小5)＜保育園＞	
		年長		【交流1】体育会の練習の応援に行こう(幼)＜小学校＞	【交流2】お泊り保育(保)＜森の家＞ 【交流3】サツマイモを育てよう(幼・小)＜小学校＞	【交流4】フール遊び(幼・小5)＜小学校＞			【交流6】クリーンクラン(幼・小2)＜中井校区＞ 【交流9】サツマイモを収穫しよう(保・小1)＜小学校＞ 【交流7】学習発表会を見に行こう(幼)＜小学校＞	【交流8】マラソン記録会を応援に行こう(幼・小)＜小学校＞	【交流9】「なかよし給食」(幼・小5)＜小学校＞	【交流10】「お兄ちゃんお姉ちゃん先生とあそぼう」(幼・小5)＜保育園＞ 【交流11】「小学校でなかよし」(幼・小1)＜小学校＞ 【交流12】「ドッジボール・給食交流会」(幼)＜保育園＞		
	小学校	一年生			【交流3】生活科「野菜を育てよう」(幼・保)＜小学校＞					【交流5】年法科「野菜を育てよう」(幼・保)＜小学校＞			【交流11】年法科「前一年となかよし」(保・幼)＜小学校＞	
二年生								【交流5】生活科「クリーンクラン」(保・幼)＜中井校区＞						
五年生					【交流4】学校教員「水泳」(幼・保)＜小学校＞						【交流9】特別活動「なかよし給食」(保・幼)＜小学校＞	【交流10】協力的な学習の時間「保育士にチャレンジ」(幼・保・幼)＜保育園・幼稚園＞		
職員間交流	年間計画審議、給食・掃除の様子を参観、中井小授業参観	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 中井小体育会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 1年生運動会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 1年生一学期の生活を振り返って(職員研修)	元沢寺第二保育園運動会			元沢寺中井幼稚園運動会 交流活動事前打ち合わせ 反省会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 職員合同研修会	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 園分交流	交流活動事前打ち合わせ 交流活動反省会 幼稚園・保育園作品展	新入生予定児童連絡会 年間活動反省会	
地域・家庭への働きかけ		幼稚園小だより発行		幼稚園小だより発行 中井サマーフェスティバル	敬老会参加			幼稚園小だより発行 クリーンクラン(清掃活動) 中井校区文化祭への参加	幼稚園小だより発行 中井校区アンデラス演奏会		幼稚園小だより発行	幼稚園小だより発行		

(1) 子ども同士の交流活動

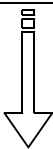
- 子ども同士の交流活動の実施に当たっては、実践校区（3校区）は次の手順に沿って行っている。

① 幼保小の教育（保育）課程・指導計画の検討



- ・幼保小の三者が教育（保育）課程、指導計画を持ち寄り、交流活動の実施内容やねらい等について協議を行う。
- ・その際に、教科等での授業時数等の制約が強い小学校の教育課程に、幼稚園・保育所が柔軟に対応しながら調整を行い、それぞれの教育（保育）課程・指導計画における交流活動の位置付けを明確にする。

② 年間計画の作成



- ・交流活動を計画的に行うため、幼保小連携年間計画を作成する。
- ・また、この年間計画書では、幼児・児童間の交流計画だけでなく、職員間交流や地域・家庭への働きかけに関する計画も併せて記載するようにしている。

③ 交流活動の実施

個々の交流活動は、以下の手順に沿って実施している。

ア. 事前打ち合わせ

↓ 交流活動での配慮事項等について事前打ち合わせを行う。

イ. 指導案の作成

事前の打ち合わせ事項をもとに、幼保小のそれぞれで指導案を作成す

↓
るとともに、この指導案を共有することで指導内容について相互理解を図る。

ウ.実施後の評価・反省・考察

幼保小が互いに実践記録を持ち寄り、交流活動後の幼児・児童の様子や教師・保育士のかかわり等についての評価や反省・考察等を行う。

- 家庭や地域の理解や協力が重要であることから、交流活動の実施状況等について定期的に「幼保小だより」を発行している。

<活動事例 サツマイモを育てよう 平成20年6月>

<ねらい>

(小学校1年) ○植物の成長の様子に関心をもち、生命の大切さに気付く。

○幼稚園・保育所の年長児と共に活動することを楽しむ。

(教科) 生活科

(幼稚園年長) ○友だちと一緒に活動する楽しさを味わう。

○自然事象に親しみ、その性質や変化に関心をもつ。

(保育所年長) ○友だちと協力する気持ちや一緒に活動する楽しさを味わう。

○自然事象の性質や変化、不思議さ等に関心をもつ。

<内容>

幼稚園・保育所年長児、小学校1年生がグループになり、協力しながらサツマイモの苗を植え、育てていく。

<配慮事項>

○安全面については、教職員間も含め、子どもに対して事前に活動の概要を図で示し、危険な点等を一緒に確認し、実施した。

○互いの子どもの様子について情報交換を行うとともに、教師・保育士の役割、時間配分、教材・遊具等の準備などについて事前の打ち合わせにより確認を行った。

<幼児児童の姿と評価・反省・考察>

○グループを構成することによって、活動を通して交流が深まり、児童は幼児に対して責任感や思いやりの心をもって接することができた。幼児は小学校での活動に対して興味を示し、集中力をもって行動することができた。

(2) 教職員の交流

- 子ども同士の交流活動の実施に伴う、事前の打ち合わせと事後の反省会の他、授業参観や合同研修会を実施している。

<活動事例 授業参観と意見交換会>

<目的> 基本的な生活習慣の確立をめざして校種間の交流を行う。

<内容> 小学校における給食や清掃の様子を参観する。

<工夫した点>

○入学後の児童の実態把握の場を設定した。

給食や清掃活動の初日の様子について、給食当番活動の様子や準備中の様子、食事の様子などを幼稚園教師と保育士が参観した。参観後、気付いたことや課題として感じたことについて意見交換を行った。

<相互理解した点>

○校種間での相違点や共通点を確認し、基本的な生活習慣を共通理解して育てていかなければならない点

(校種間での相違点の例) トイレの便器の様式

家庭の便器は洋式が多いが、学校のトイレは和式であるため児童には抵抗がある。そこで、幼稚園や保育所に和式便器の体験をお願いした。

(校種間での共通点の例) 片付けや廊下歩行等

作業の後は片付けを行う、廊下等は並んで歩く、教室では静かに待つな

ど集団生活のきまりや基本的な生活習慣は、幼稚園等でも発達に応じて指導している。小学校教師は小学校からのスタートのように考えがちであるが、このことを踏まえた指導の工夫を行うことが大切である。

（3）課程編成・指導方法の工夫

研究テーマ（「学習規律の基盤となる基本的な生活習慣を身に付ける」）を踏まえ、食事・睡眠・排泄・コミュニケーション能力等の観点から、小学校入学前後の接続期において幼保小が重点指導を行なう内容について出し合い、教師・保育士の共通理解のもと指導に取り組むようにしている。そして、接続期を意識しながら、それぞれの幼稚園・保育所・小学校において教育活動の見直しを図るようにしている。

2 成 果

- 幼保小連携だよりや学校だより、保護者や地域への発信等で、連携についてのねらいや具体的な取組等について積極的に情報発信することができ、保護者や地域の理解や協力を得る体制を確立することができた。
- 幼稚園・保育所・小学校の教師や保育士が、交流活動でのねらいを意識し合った中で、子どもの様子を伝え合うことにより、いっそう園児や児童への理解が深まった。特に、基本的な生活習慣を身に付けていく上での三者の相互理解の大切さに気付くことができた。また、活動の中で、子どもが変容していく姿を確認することで、連携の必要性を再認識することができた。

3 課 題

- 研修会や交流活動の時間確保が難しいため、子どもの発達の段階や幼稚園・保育所・小学校それぞれの教育課程等についての相互理解を深めていくための場をさらに工夫していく必要がある。
- 基本的な生活習慣を確立するためには保護者の協力と個別の支援が必要となる。そのためにも生活実態を把握する必要がある、幼保小が連携して実態調査を行う必要がある。

【熊谷市（埼玉県）及び吉岡小学校区】

1 地域の状況

○本市は、2度の合併により、埼玉県北部地区で初の20万都市として、“子育てするなら熊谷市”『子育て応援プロジェクト』事業に取り組んでいる。また、「教育の道は、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実が成る」という、明治31年の、幡羅高等小学校の「生徒保護者への御注意」の一節を熊谷教育の指針と定め、学校・家庭・地域一体となった教育活動に取り組んでいる。

平成18年度に、「熊谷市幼保小連絡協議会」を設立し、多くの幼児・児童がともに体験活動を通して「段差のない滑らかで落ち着いた教育活動への移行」ができることを最重点課題として取り組んでいる。

【市内の保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

保育所数：35（公立：13 私立：22）
小学校数：30（公立：30）
（参考）
幼稚園数：16（公立：2 私立：14）

2 取組のねらい

○平成18・19年度、埼玉県教育委員会が実施した「幼稚園・保育所（園）と小学校の連携推進事業」の研究委嘱を受け、幼保小の連携の在り方について研究を行い、今後の幼保小連携の取組の手がかりとする。

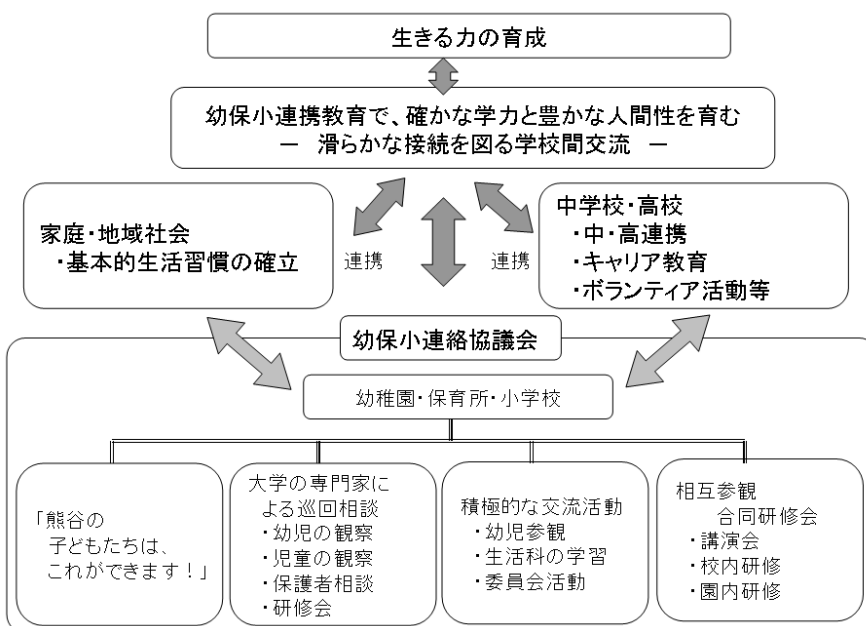
熊谷市における取組

1 実践の展開

実践研究を行い、その成果を普及することを中心に幼保小連携の推進を図っている。

①目的

研究テーマを「『生きる力』の基礎、『学び』の基礎の育成—小学校以降の学習と生活の基盤は、幼児期の豊かな遊びと学びから—」と定め、小学校への滑らかな接続を図るための実践的な研究を行う。



熊谷市幼保小連絡協議会組織

< 幹事 >

教育委員会学校教育課、市福祉部保育課

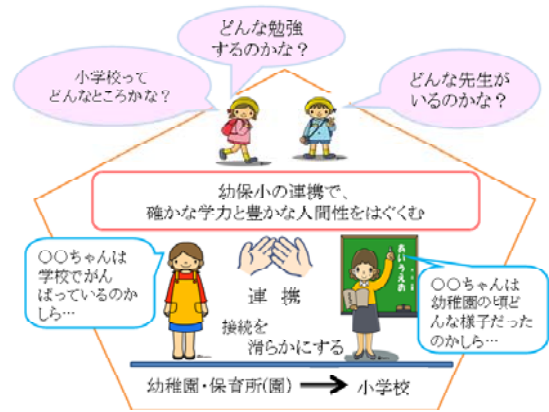
< 委員 >

- ・ 私立幼稚園部会代表
- ・ 公立幼稚園部会代表
- ・ 私立保育園部会代表
- ・ 公立保育所部会代表
- ・ 小学校部会代表

② 研究の視点

幼稚園、保育所の教職員は、今まで大切に育ててきた幼児たちが、小学校に入学して、新しい環境にうまく適応できているかどうか心配している。一方、小学校の教師は、児童一人一人の特徴をつかみ学校生活に早く適応できるように、教育活動を日々展開している。

しかし、「多くの幼稚園、保育所の教職員の心配は伝わらないまま・・・」、「小学校の教師は今までの情報がないまま・・・」という状況の中で幼稚園、保育所と小学校が、それぞれの教育活動に取り組んでいる現状がある。



幼稚園、保育所の教職員と小学校の教師が子どもの成長のために力を合わせることで、継続して指導することができたら、今よりも、もっと子どもを理解でき、伸ばしてあげられると考え、「幼保小連携」を推進することで、幼稚園、保育所から小学校へ入学する子どもの不安を取り除き、接続を滑らかにする。

③ 研究成果を踏まえた今後の展望

実践研究の中で、「幼稚園・保育所において、小学校と連携を図る取組として今後進めていきたいと考えている活動」についてアンケート調査を行った結果、情報交換の機会の設定、積極的な交流活動、相互参観、体験入学の実施、合同研修会が多かった。このことを踏まえ、次のとおり幼保小連携についての意識啓発を図っていきたい。

できることから少しずつ幼保小連携を進めよう！

ステップ1 まずはお互いに足を運びましょう。

「小学校の近くに幼稚園がないから」、「近くの保育所（園）から入学する子は少ないから」、「高学年担任だから」といった理由で幼保小連携を「難しい事」と思っていないですか？

または「良い事はわかっているけれど、何をしたらいいのかわからない」と思っていないですか？

積極的な交流活動を実施している小学校からは、「連携を図ることで、児童が園児に優しく接し、生き生きと活動している姿を見ることができた」「それによって思いやりの心が育ったり、自主的に活動したりという良い面が育ってきた」という成果が報告されています。

<活動例>

- ①生活科、総合的な学習の時間等に、地域探検として地域内の園を訪問する。（初めは散歩だけでも、できたら連絡を取り合い 交流を行いましょう。）
- ②園に声をかけ、散歩コースに小学校を入れてもらい小学校を身近に感じてもらおう。（園児にとって場所に慣れる事も大切です。）
- ③学校で行っている行事に園児を招待する。（運動会、お祭り等に参加する事で園児は学校を身近に感じるものです。）
- ④1日入学や説明会で、児童が学校生活の様子などについて発表をしている学校もあります。

ステップ2 話し合う機会をつくりましょう。

- ①就学前の様子を園に聞くための連絡会を行う。
- ②入学後の様子を伝えるための授業参観を行う。
- ③定期的に合同研修会をもつ。

ステップ3 連携カレンダーをつくらう。

幼保小連携カレンダー（どの時期に・何を・どの学年がやるか等の計画表）があると、お互いに先を見通して、計画を立てたり、話し合ったりすることができ

ます。進めていくうちに、実施した内容が子どもの実態に合っているか、また次回は違うアプローチをしよう等、いろいろなアイデアがでてきます。一度で終わらせる事なく、幼稚園や保育所、小学校の実態に応じて改善を図りながら、継続して取り組める年間計画があるとよいでしょう。

<吉岡小学校の連携カレンダーの例>

月	行事	縦	低	中	高	随	月	行事	縦	低	中	高	随
4	幼小顔合わせ会(図書委員会)	○	○	○	○		10	漸進タイム(おひょうつげいりおせり)	○		4		
5	JRC/CRC活動 草取り(JRC委員会)	○			○			就学時健康診断	○			6	
	生活科 さつまいも苗うえ	○	2					教育週間学校公開					○
	保幼小連絡会議	職	職				11	PTA 合同研修会	職	職	職	職	○
	幼小合同研修会(心肺蘇生)	職	職	職	職	○	相互参観	職	職	職	職		
6	交流委員会(飼育委員会)	○			○			やきいも大会	○	2			○
	交流委員会(保健委員会)	○			○			幼小合同ランチ	○	1			
	交流委員会(栽培委員会)	○			○			持久走大会	○	○	○	○	○
7	相互参観	職	職	職	職		12	交流委員会(運動・図書・保健)	○			○	
	交流委員会(運動委員会)	○			○			生活科(おひょうつげいりおせり)	○	○			
	幼小合同研修会	職	職	職	職		1	お正月遊びをしよう	○		3		
	交流委員会(栽培委員会)	○			○			あしたへジャンプ(生活科)	○	2			
9	吉岡っ子フェスティバル	○	○	○	○	○	2	交流委員会(飼育委員会)	○			○	
	小学校運動会(新入児種目)	○				6		もうすぐ2年生(生活科)	○	1			
	幼稚園運動会(幼稚園主催)	○	○	○	○	○		学級活動(おひょうつげいりおせり)	○			○	
							3	保幼小連絡会議	職	職			

2 成果

- 保育所と小学校との交流を重ねることで、幼児の状況を踏まえた指導、就学に向けての滑らかな接続を図っていくことができた。
- 幼児が児童から教えてもらうことで、小学校入学後の学校生活を身近なものとして捉えることができるようになった。
- 小学校においては、幼児との異年齢交流活動を通して、相手を思いやる心や主体的に活動する意欲などの向上が見られた。
- 保育所においては、臨床心理士による巡回相談によって、幼児一人一人に対する理解を一層深めることができ、特別な支援が必要であると思われる幼児に対して、適切な支援ができるようになった。

3 課題

- 市内の小学校において、保育所・幼稚園と情報交換を行っている小学校は90%、幼児・児童の交流を行っている小学校は53%である（平成20年9月現在）。一層の交流を進めていくとともに、今後は、交流の質的な充実を図っていく。
- 本市では、小学校から中学校につなぐ「熊谷市小中連携個票」を独自に作成している。これを活用することで、不登校の未然防止に大いに効果を上げている。同様に、幼稚園や保育所から小学校につなぐ「熊谷市幼保小連携個票」を作成し、活用するなど一層の連携を図り、小1プロブレムの未然防止により一層努めていくことが課題である。

吉岡小学校区における取組

1 実践の展開

(1) 連携概要

幼保小連絡会議を年に2回実施し、計画的・継続的に取り組んでいる。

【幼保小連絡会議】

① 組織

小学校の教務主任、生活科担当の教師（活動体験部会）、幼稚園主任、保育所の保育士代表

②役割

- ・子ども同士の交流や教職員の交流を計画的に行うため、連携カレンダーを作成する。
- ・活動の充実を目指し、活動内容について事前打ち合わせを行う。

(2) 子ども同士の交流活動

- 生活科等の教科や学校行事等を通して子ども同士の交流に取り組んでいる。
- 幼稚園・保育所の保育活動と学校の教育課程（生活科や委員会活動）に「交流活動」を位置付けて実践している。

【学校行事や委員会活動等の中での交流活動】

◇吉岡っ子フェスティバル

①ねらい

保育所：小学校の様々な活動に興味を持って参加する。

小学生との関わりを楽しみながら進んで活動に参加する。

小学校：異年齢の友だちとの交流を通し、交流方法を学ぶと共に進んで行事に参加する。

②活動内容

1・2年生は生活科の発表、3年生以上は総合的な学習の時間の発表を各教室で実施する。体育館ではクイズや劇を行い園児と児童が仲良く参加する。

③配慮事項

見学コースと参加コースに分かれ園児と児童が全員参加できるよう配慮する。

◇保育活動と委員会活動を通しての交流活動

①ねらい

保育所：小学生と一緒に奉仕作業をする。

歯磨き、風邪の予防の仕方を楽しく知る。

小学校：仲良く草取りをすることができる。

わかりやすく虫歯予防、風邪の予防を教えることができる。

②活動内容

5・6年生の委員が奉仕活動として園児と共に草とりを実施する。

同じく5・6年生の保健委員会の児童が、園児に歯磨きの仕方や虫歯予防について、わかりやすく教えたり、インフルエンザ予防の劇を園児に見せたり、具体的な手洗いの仕方を教える。

③配慮事項

- ・交流前に、園児にわかりやすく教えるための工夫を児童に考えさせ、教職員と共に、園児に適切な内容かどうかを検討する。
- ・幼稚園、保育所の教職員と委員会児童との打ち合わせを行う。

【生活科等の教科の中での交流活動】

◇「みんなでつくろう」（生活科）

①ねらい

保育所：小学生とかかわりながら様々な遊びを楽しむ。

小学校：幼児と交流することを楽しむ。

②活動内容

2年生の生活科では、「おいもまつり」フェスティバルに、お世話になった人、保護者や1年生、園児を招待し、劇や出店を一緒に楽しむ。

③配慮事項

- ・ルールを守り、安全に活動できるように配慮する。
- ・園児が、児童とのかかわりを楽しみながら進んで参加できるように配慮する。

（3）教職員の交流

- 子ども同士の交流活動の実施に当たって、一緒に活動計画を作成したり、子ども同士が交流している姿をみたり、保育士が児童と、小学校教師が幼児とかかわったりすることを通じて、保育士と教師がお互いの教育内容や指導方法、子どもの発達の過程について理解を深めている。
- 自分たちがかかわってきた子ども達の成長した姿や小学校の授業の様子を知ることができるよう、保育士が小学校1年生の授業を参観する機会を設けている。
- 幼保小の合同研修会を設け、学識経験者を招き活動内容について助言をもらったり、関係者で幼保小連携の在り方について協議したりしている。
- 子どもの実態把握と相互理解を深めるため、小学校との定期連絡会を行っている。

2 成 果

【園児・児童】

- 園や学校以外であっても声をかけ合うような関係ができ、仲間作りも上手になった。
- 幼稚園、保育所の教職員と小学校の教師が子どもの成長のために力を合わせて継続して指導することにより、朝ご飯にはじまる基本的な生活習慣が身に付いた。

【園児】

- 園児が実際に小学生とふれ合ったり学校の雰囲気を感じたりすることで、「小学生ってすごいな」という気持ちをもて、期待をもって就学に向かっていけるよい機会となった。
- 小学校の先生や児童にかかわったり教室や校庭を見たり、遊んだりしたことで生活の場や知識が広がったりなど、学校に対する安心感や期待感につながっていく様子が見られた。
- 交流活動で園児が新たな体験をすることで、活動の刺激（学びのきっかけ）になった。

【児童】

- 交流活動を通して、園児に喜ばれたりすることで、児童は成就感を感じるとともに自信をもつことができた。また、幼い子への思いやりをもって接する姿が見られた。
- 交流活動に向けて自ら準備や練習を行うなど、主体性がみられるようになり、普段の生活や学習にも主体的に取り組むことが増えてきた。

【保育士】

- 小学校入学後、子どもが授業に集中できるよう様々な工夫がされており、卒園後の子どもの成長の様子がうかがえた。
- 小学校入学後の子どもの成長の様子を見て、幼児教育の重要性を再認識した。

【小学校教師】

- 園児の生活の様子を見ることで、実態がわかり入学時の指導に役立った。
- 保育所や幼稚園における子どもとのかかわりをしっかり把握し、入学後の指導に生かすことの重要性を感じた。

3 課 題

- お互いに深く関われるような活動を多くするための具体的な実践の手立てを考えていくことが大切である。
- 事例研修や相互参観のもち方をさらに工夫し、援助の方法や教師と園児・児童の関わり方などを学ぶ機会を増やしていくことが大切である。
- 交流の機会を有効に使い、限られた時間でも、充実した関わりとなるよう今後も継続していくことが大切である。

【松本市（長野県）及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校】

1 地域の状況

本市は、幼稚園よりも保育所が多いことから保育所を含めた幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に積極的に取り組んでいる。

【市内の保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1現在

保育所数：50（公立：42	私立：8）
小学校数：32（公立：31	私立：1）
（参考）	
幼稚園数：17（公立：3	私立：13 国立：1）

2 取組のねらい

- 子どもが幼稚園・保育所での経験を小学校の学習や生活に生かし、発達や学びの連続性を確保していくために、どのような支援や配慮が必要かを見出していく。
- 幼稚園・保育所から小学校への滑らかな接続を図るために、交流活動を核とした連携を推進していく。

松本市における取組

1 実践の展開

（1）連携の概要

- 松本市教育委員会では、昭和39年に「松本市幼年研究会」を設置した。研究会では、『望ましい人間形成をめざした幼年教育をどのように進めたらよいか』を毎年テーマとして掲げ、幼稚園・保育所と小学校低学年の教育に一貫性を持たせた研究を進めている。この研究会では次の4点を中心に取り組んでいる。
 - ・幼保小の交流教育を取り入れた公開授業を柱とする研究集会の開催
 - ・幼保小の連携についての実態調査の実施
 - ・全市統一した『保護者向け入学の手引き』の作成と配布
 - ・『小学校入学予定児童調査用紙』の作成と活用
- このほか研修などを通して幼保小連携の中で保小連携に取り組んでいる。

【概要】

	市町村	施設
子ども同士の交流活動	○交流の際の視点を示すことにより、各施設における質の高い交流活動を促進する。	○各施設同士が連絡をとりあって実施している。
教職員の交流	○幼稚園長、保育所長、小学校長合同懇談会、保育・授業参観、小学校教師の保育体験などを行っている。	○子ども同士の交流活動や校内研究会などを通じて教職員の交流を行っている。
課程編成・指導方法の工夫	○幼稚園長、保育所長、小学校長合同懇談会からの指摘を踏まえ、保育課及び学校教育課が指導方法の工夫について各施設に対して助言を行っている。	○保育課及び学校教育課から示された視点を踏まえ、各施設において指導方法を工夫している。

（2）子ども同士の交流活動

- 交流活動を進めるに当たっては、『継続性』と『互惠性』を大事にし、幼稚園・保育所と小学校双方で、交流の意味と活動内容を共有することが大切である。
- 実施に当たっては、以下の3つの視点を大切にしている。
 - ①長期的な発達を見通した幼保小の連携した指導計画の作成
 - ②園児と児童の意識や興味の連続性に配慮した短期の指導計画の作成

③園児と児童の交流活動を保障する保育士・教師の相談や研修の確保

（３）教職員の交流

○各施設の所管・所轄課及び関係団体（幼稚園長会、保育所長会、小学校長会）と連携協力しながら教職員の相互理解を深める。

【幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会】

幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の管理職の立場にあるものが一堂に会して協議することを通して、幼児教育の一層の充実と発展を図るために、地方公共団体と関係団体が連携して夏休みに研修として実施している。

1) 対象

公立・私立幼稚園長、保育所長、小学校長、県立特別支援学校長、市教委・保育課の指導主事と事務担当者（平成20年度 108名）

2) 手続き

開催案内をその年の担当者が発送する。（平成20年度は小学校長会）

3) 実施内容

事前に、保育課・学校教育課・小学校長会・幼稚園長会・保育所長会の代表による役員会でテーマ・協議の柱・提案者・司会者・記録者・グループ分け等を決定し、当日は4グループにて協議を行っている。協議方法は、テーマ・協議の柱を見据えて、提案者（4グループとも小学校1校と幼稚園・保育所1園）が実情と問題提起を行い、それに基づいてグループごとに協議を実施する。

＜平成20年度の協議の例＞

テーマ	『子育て支援・子どもの育ちにおける幼・保・小のよりよい連携のあり方』
協議の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小の交流を含めた連携のあり方 ・子育ての現状と保護者の対応についての連携のあり方 ・特別支援教育を必要とする子どもへの対応

【小学校教師の幼稚園・保育所への参観・保育体験研修】

幼稚園・保育所から小学校への子どもの『滑らかな接続』を図るために、小学校教師が園へ行って園児の遊びの姿や保育士の支援の在り方等を学び、それぞれの教育が繋がっていることを理解し、小学校での支援に生かす機会としている。

1) 対象

全小学校の教師、全幼稚園の教師、全保育所の保育士
（平成20年度 16校 133名）

2) 手続き及び実施内容

①「幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会」における協議内容を踏まえ、各校・各園に幼保小の連携の具体的な内容について提示する。

- ・幼稚園・小学校へは学校教育課が連絡
- ・保育所へは保育課が連絡

②小学校区の園との連絡調整を行う。

③参観・保育体験・懇談を通して、「園児の理解」「保育支援のあり方」等を学ぶため、小学校から近隣の保育所・幼稚園で半日ないし一日保育体験を行う。

【幼稚園・保育所の教職員の小学校参観と懇談】

小学校入学に際して、入学先の学校と個々の子どもの情報を連絡する機会と、入学後の子どもの授業への取組の様子を見聞きし、懇談することを通して、子どもの育ちの支援のあり方を考え合う機会としている。

1) 対象

全幼稚園の教師、保育所の保育士と小学校（平成20年度 16校 133名）

2) 手続き

保育課・学校教育課・小学校長会の了解のもと、各小学校から案内通知を发出（各校年2回実施）。

3) 実施内容

- ・園からの卒園児を中心に幼稚園及び保育所の教職員が小学校での様子を見聞きし、担任等との懇談を通して、一人一人の育ちを支援する方向を見出していく。
- ・園で記述した個人カードをもとに、小学校入学に際しての個々の園児への支援の在り方等について小学校教師に連絡をしあう会を2月に開く。

【幼保小の交流教育を取り入れた公開授業を柱とする研究集会の開催】

松本市における幼年期の子どものために、研究ならびに事業を行い、その振興発展を図ることを目的として昭和39年に発足し、以後毎年実施している。

1) 対象

全幼稚園の教師、保育所の保育士と小学校教師（平成20年度 138名）

2) 手続き

- ・昭和39年に松本市教育委員会の指定を受け、市内の小学校長会・幼稚園長会・保育所長会の三者によって組織され、毎年、総会と研究集会を実施している。
- ・会の運営は、三者の代表によって構成される常任理事会が中心になって、テーマの決定、会の開催・案内通知発送、研究集録の作成等に当たっている。
- ・研究集会は、幼稚園や保育所と小学校との交流教育を中心としている。研究は当番園・校が中心となって進めている。なお、会の運営に当たっては教育委員会が負担金を支出している。

3) 実施内容

平成20年度は、市立の小学校1校と私立の保育所1園が公開授業・公開保育を実施した。

テーマ：自分なりの思いや願いをもち、人や自然とかかわりを深めながら活動できる子どもを育てる支援はどうあったらよいか～幼保小の交流活動を通して～

交流学年：年長児と2年生

内容：研究発表、公開保育・授業（45分）、研究協議（保育・授業研究、幼保小の連携）、講演会（演題 今求められる幼保小の連携）を実施

（４）課程編成・指導方法の工夫

○「幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会」における協議内容等を踏まえ、保育課・学校教育課から各幼稚園、保育所、小学校に指導方法の工夫について助言を行っており、次のような工夫や配慮がなされている。

①幼稚園・保育所の5歳児後半の工夫と配慮事項

- ・自由な遊びや活動以外に、集団で取り組む活動や話し合う活動、椅子に座ったり机で活動する時間を多くしていくこと
- ・生活の中に時間を区切って行う活動を入れるようにすること
- ・友だちや保育士の話は途中で口を挟まないで最後までよく聞くこと

②小学校入門期の工夫と配慮事項

- ・入学式から3週間をめどに、単位時間にとらわれない生活時間を工夫すること
- ・一人一人の成長を理解し、個別的・支援的な指導に努めること
- ・遊びや具体的かつ直接的体験活動を取り入れた能動的な学習を工夫すること

（５）その他

○市幼年教育研究会の事業を実施するために、調査研究委員会において以下の内容を実

施している。

① 幼保小の連携についての実態調査の実施

全幼稚園・全保育所・全小学校に幼保小の連携にかかわるアンケート調査を通して市全体の状況を把握しながら、公開研究授業内容や研究協議の議題に盛り込んだりして生かしている。

＜平成19年度のアンケートの項目＞

- ・ 交流や連絡会について昨年とかわったこと
- ・ 幼保小の連携で工夫していること
- ・ 幼保小の連携の必要性について
- ・ 特色ある交流の事例紹介

② 全市統一した「保護者向け入学の手引き」の作成と配布

園児・児童、保護者に関わってきた保育士・小学校担任の立場から、入学にあたっての留意事項等を盛り込んだ保護者向け手引書を作成・配布している。

＜掲載内容の例＞

- ・ 『じょうずなしつけのポイント』『入学までに教えておきたいこと』『入学までにしておきたいこと』についての留意事項
- ・ 子どもの状況チェック項目 『自分のことを知っていますか』『一人でできますか』『食事のマナーが守れますか』『挨拶やお話ができますか』

③ 『小学校入学予定児童調査用紙』の作成と活用

次年度、小学校入学について指定校入学か指定校以外の学校への入学か等を確認するために、共通の調査票を作成。幼稚園・保育所から6月に保護者あてに配布・調査し、小学校との連絡等に生かしている。

2 成 果

- 教職員が相互の教育内容や指導方法、子どもの発達について理解が深まることで自分自身の指導改善につながり、全体的な教育の質の向上が図られた。
 - ・ 小学校教師が幼稚園教育要領や保育所保育指針を学び、就学前の子どもの生活リズムや学び方・行動の仕方などを把握できた。
 - ・ 小学校教師は保育所の生活を実際に見ることで、子どもについての理解を一層深めることができた。
- 教職員が園や学校での姿、交流活動の中で具体的な姿として見えてきたよさ等を情報交換することで、子ども・保護者とどう対応していくか理解が深まった。
- 園児は、小学校に入学することに期待とともに不安も大きく持っている。実際に小学校を知ることで不安が解消し、保護者も子どもの話を聞くことで安心する。

3 課 題

- 時間・場所・予算の確保、担任同士の協力体制作りは、周りの理解と支えがなければ難しい。特に交流活動では保小全体の協力体制が必要である。
- 保小の職員同士が親しくなり、お互いの気持ちの距離感を縮めていきたい。
- 全小学校が保育所と授業を通じた交流教育ができる体制づくりを進めたい。
- 現在の連携への取組の必要性を認識して、就学相談の組織化と個別の就学記録の累積等を進めていくことが大切である。
 - そのために、松本市では、平成21年度から保育課・学校教育課の事業のうち就学支援・就学相談等を中心として扱う部署として『こども課』ができることになり、その事業内容の具体を検討している。
- 共に地域に根ざした園・学校づくりのため、地域とのつながり・保護者との交流を一步一步進めていきたい。

松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校の事例

松本市における取組を活用しつつ、各施設において特色ある取組が進められている。ここでは芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校の事例を紹介する。

1 実践の展開

(1) 子ども同士の交流活動

①取組のねらい

- ・異年齢交流でともに楽しく活動する中で、「生きる力」を育てる。
- ・思いやりの心を育てる。
- ・表現力やコミュニケーション力を高める。
- ・自分の新たな一面に気づき、自尊感情を育てる。

②連携の概要

毎年、小学校の音楽会・運動会に園児が参加、夏休み中の職員の保育所実習、各学年における園児との交流などの交流をしている。平成19年度は、保育所2園と2年生が1年間を通して交流を進めた。

○園児と児童の主な交流内容

1	お花見交流	4月18日
2	集団ゲーム交流	5月18日
3	わくわく忍者ランド交流	6月12日～ 7月18日（5回）
4	秋まつり交流	9月19日～10月29日（6回）
5	入学を控えての手紙交換	2月10日

(2) 子ども同士の交流活動を通じた教職員の交流

小学校（2年生）と2園の保育所（5歳児）との交流活動を通じた教師と保育士の交流の例を紹介する。

- 意義ある交流活動とするため教職員が一緒に年間計画を作成したり、活動の具体的な内容について打ち合わせを行う。活動内容や配慮事項、活動のねらい等について具体的に話し合う中で、相互の教育内容や指導方法、子ども観について相互理解が深まっていく。

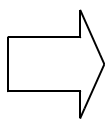
<子ども同士の交流活動の実施の手続きの例>

1	年間計画作成	4月上旬
2	保育所参観	4月下旬
3	名簿作りと児童と園児の情報交換	5月上旬
4	各児童と園児の写真を撮り、教室に掲示	5月上旬
5	授業を含め交流内容の打ち合わせ・連絡	6月中旬～
6	交流教育の公開保育・授業の計画と反省・改善	7月下旬～

<打ち合わせを通して交流活動の改善を図った例>

○6～7月の『忍者ランド』の実践を通して見えた課題

- ・園児と2年生の発達段階の違いにより、作りたい物のイメージがかけ離れてしまう。一緒にする場合、どのようにイメージを共有させるか。（イメージの共有）
- ・自分だけで活動し、他とかかわりを持ちたがらない子どもへのてだて（友達との関わり合い）



○9～10月の『秋まつり』で課題を解決するため、事前打ち合わせで確認したこと

- ・教師と保育士と一緒に教材の準備や試作品作りをし、イメージを共有する（園児のイメージに寄り添う）
- ・保育士は、前時の反省を生かし『関わりに対する願い』を持ち、更に『本時の活動の具体的見通し』を持つ

※6月の実践では、「題材が2年生の『自分はどうしたい』という願いが強い傾向があり、園児の願いに寄り添うという視点からは十分な活動とはいえなかった」、「園児と2年生がかかわりながら活動していく『交流』にふさわしい題材を検討

していくことが必要であることが示唆された」ことを受け止めて、次の交流に生かした。

2 成 果

- 自分に自信がもてないでいた小学生のA児は、園児に頼られることで自信をつけ、積極的にペアの園児と関わるようになり、学級での人間関係も広がり、明るい生活態度へと変容していった。
- 慎重で初めてのことに尻込みして交流に消極的だった年長児のB児は、顔見知りのC児とペアになると、活動の中で自分を語るなど、活動に積極的に関わるようになり、園での生活態度も変わってきた。
- 小学校教師は、交流を通して園児の姿を見つめることで入学後のかかわり方が理解でき、入学当初からきめ細かなかわりが可能となった。
- 保育士は小学校の生活を知ることによって何を学んでおくことが必要なのか理解でき、小学校との連続性を考えて保育していくことができた。

3 課 題

- 園児と2年生の交流に当たっては、以下の点から題材の選定等が必要である。
 - ・イメージを共有しやすい教材
 - ・自然にかかわりが生まれるような題材
- 2年生が自分の願いを大切にしながらも、園児の願いに寄り添って活動し、園児の喜びの中に自分の喜びも見出せるような意識がもてるような手立てを探っていく必要がある。
- 園児・2年生双方の育ちが望めるようなペアの組み方について更に検討が必要である。
 - ・2人のペアに限定せず、「園児2人と2年生2人」の4人組、「園児2人と2年生1人」、「2年生からフリーのリーダーを出す」など、様々な組み方を模索していくことが大切である。

【東京都大田区内の公立保育所と公立小学校】

1 地域の状況

- 大田区は平成17年に幼児教育センターを設置して、幼児教育にかかわるすべての機関（幼稚園・保育所・小学校等）が幼児教育に関わる問題とその背景について共通認識し、それぞれの特性を生かし連携・協働による取組をはじめた。

【区内の保育所数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

保育所数：76（公立：59	私立：17）
小学校数：62（公立：60	私立：2）
（参考）	
幼稚園数：58（公立：9	私立：49）

2 取組のねらい

- 連携を進めるに当たり、当園では「互惠」と「学びの連続性」を次のとおり定義し、これらを大切に活動を行うこととした。
 - 「互惠」：交流活動をすることで保育所、小学校が単独では育てられない“力”を育成し相互の子どもの成長につなげる。
 - 「学びの連続性」：園児は交流活動に取り組むことにより小学校という施設、小学生及び小学校教師を身近に感じられるようになり、成長を具体的にイメージする。児童は生活科の学習の中で、園児とのかかわりを通して自分の成長を実感したり、課題を解決したりする力を育てる。

3 実践の展開

（1）連携の概要

- 園児と児童の交流活動を中心とした連携に取り組んでいる。教職員の交流についても、保育士と教師との合同研修の機会を改めて設けるのではなく、子ども同士の具体的な交流活動のなかで教師と保育士がそれぞれの立場でともに考えることにより、相互の指導方法等の相互理解を深める機会となっている。
- 平成16年より生活科の授業で1年生110名と保育所の4・5歳児36名との交流活動が始まった。保育所では長年に渡り、保育の主流に縦割り保育を取り入れ、園内で異年齢児間の交流保育を行っていたことをベースに、保小の交流活動へとつなげていった。

（2）園児と児童の交流

生活科等の教科や学校行事において園児と児童の交流活動を実施している。

【小学校での学校行事等を通じた交流】

- 学習発表会（学芸会）、生活科校外学習、児童集会等、小学校での行事に保育所の園児が参加している。行事参加に当たり、子どもが行事の準備段階から参加するなど子ども同士の交流を深めるとともに、小学校生活に触れる機会を増やすようにしている。
- 生活科などの教科での体験や具体的な学習活動を通じた活動では、当該教科のねらいと保育所での活動のねらい、さらにはそれぞれの指導計画について事前打ち合わせを行うことから、同時に複数園でこのような交流活動を行うことが困難である。しかし、行事の参観を通じた交流では多くの保育所との交流が可能であり、このような機会を通じて保小連携が少しずつ広がっている。
- 子ども同士の交流活動を小学校では次の3つに大まかに類型化することにより、類型ごとの配慮事項等を共通理解するようにしている。
 - ①参観型：運動会や展覧会を参観するという交流
連絡だけで可能なため複数園で対応可能である。

- ②参加型：特別活動での「子ども祭り」のように小学生の企画したものに具体的に参加するという体験交流。児童は園児を迎えることを想定して準備。当日だけゲストとして迎えるだけのため複数対応も可能である。
- ③協働型：一つの課題を園児と児童と一緒に解決に向け、体験や具体的な活動を行う交流。事前の授業検討会が必要であるため、複数園ではなく特定の園と行うようにしている。

< 配慮事項 >

- ・①及び②は、小学校・保育所等の教育・保育活動をそのまま推進することができ、打ち合わせや指導計画等の面において負担感が少なく、これから交流をしていこうとする園に対しては取り組みやすい内容である。相互に育ち合うというかかわりをどのように生み出すかが課題である。
- ・③は、園児と児童の交流のなかでねらいを設定することから、その時の学習活動や学習材、学習の展開など、指導計画をそれぞれに持ち寄り、それぞれがねらいに基づいた指導プランの協働作業が必要となる。小学校の教師と保育士による協働の授業でもある。生活科では幼児等とのかかわりが強く期待されていることから、なるべくこのような活動を実施したいと考えている。しかし、保育所側の勤務状況により、準備のための打ち合わせ時間の確保が困難であることがある。また、「互恵」について意識が高いとは言えない小学校教師もおり、交流活動に対する共通理解と意識啓発を図るようにしている。

【生活科を通じた交流】

- 子ども達のかかわりを深める為に、段階的に3年前から園児と児童でグループをつくり、メンバーを固定する方法をとっている。これにより園児にとっては自分とかかわる児童がわかって安心して交流ができ、児童にとっても広く浅いかかわりではなく、園児の個性を理解しながら年下の子に対するかかわり方を学ぶ機会になっている。
- 今年度は園児、児童ともにグループを決め、1年間同じ子どもとの交流を図ってきた。1年生はクラス単位で園児と交流するため、園児は同じ活動を1組、2組、3組とそれぞれに3回繰り返すことになるが、この繰り返しは園児にとって意味深いものである。児童の活動に受身的な立場でかかわるのではなく、繰り返しの活動を経験することから主体的なかかわりへと変容し、自信をもって活動に参加できている。
- 園児と児童がともに成長できるような活動となるよう、保育士と教師と一緒に指導計画を作成し、活動に参加している。指導計画作成に当たっては、教育活動や保育活動と同様、活動後の振り返りや評価を次へのプランづくりに生かすということから、年度末に交流活動を通じた評価と次年度の方向性を明らかにし、次年度の取組に生かす。

< 平成20年度交流活動計画の例 >

時期	主な活動	1年生のねらい	5歳児のねらい	4歳児のねらい
6月	保育所で1年生が考えた遊びをグループに分かれて楽しむ	園児に親しみを持ち、自分達が考えた遊びを園児と共楽しむ	交流を通して1年生に親しみ、遊び方を教えてもらい楽しむ	交流活動の内容を理解し、グループのメンバーに親しみ、かかわる
9月	小学校探検を楽しむ	園児に小学校内を案内し、園児が不安に感じることなく探検を楽しむ		
10月 11月	身近な物や自然物を使って遊ぶ	色々なアイデアをいかし遊び方を広げながら、園児と遊ぶことを楽しむ	自然物を使って遊ぶことの面白さを1年生と共有し遊びの場が広がる	1年生との触れ合いを通して、自然物を使って遊ぶことを楽しむ
2月	小学校で開催	1年生コーナーで	小学校全体の雰囲気	小学校という場

	する久原フェスタに園児が参加する	遊びを楽しむとともに、来校した園児が楽しめるよう、やさしく接する	気から刺激を受け、遊びに生かそうとする	所に魅力を感じ、体験できるコーナーでは取り組むことを楽しむ
1月 2月 3月	最後の交流活動を楽しむ	最後の交流活動を通して、小学校生活の楽しさを園児に知らせる	1年生との触れ合いの中で、小学生になることへの期待を持つ	小学生に対する親しみを深めるとともに、来年度の交流活動に対する期待を持つ

< 交流活動の打ち合わせの例 >

時期	主な内容	参加者	備考
1学期 前半	4月 ・担任紹介 ・前年度の取組の評価 ・今年度の基本コンセプト ・交流活動の年間計画の概要検討（小から提案） ・第1回目の交流活動の素案検討 * 検討資料はあらかじめ、FAXやメールで送付し、相互に検討しておく	校長 園長 1年担任 1年長組担任 1年中組担任	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度の交流計画の検討は新しい年度の体制が動き出してからスタ年度末までに成果と課題を明らかにしておく ・打ち合わせには双方の校長、園長が出席し、可能な限り、その場で判断し、打ち合わせの効率化を図る。 ・勤務状況から午睡の時間を活用する保育所が多い。40分程度の時間設定に留意したい。
交流授業のおよそ1か月前を目処に設定	第〇回交流活動の実施案の検討 小学校側からおまかな指導演を送付し、事前に検討しておく。検討の視点としては次のようなことが挙げられる。 ・学習活動（興味関心、時間配分等） ・使用する道具 ・教師と保育士の役割分担 ・前回の交流活動の成果 ・児童や園児に見られる変化についての情報交換	校長 園長 1年担任 1年長組担任 1年中組担任	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会場は小学校の場合が多いので、保育士に現場で活動を考えてもらうため小学校で打ち合わせを行うことが必要となる。その際、保育所側は無理のないスタッフが参加する。 ・危険性、死角など園との環境の相違に留意する ・協働でつくる保育や授業が園児や児童にもどのような成長をもたらしているかを話題にし、園児や児童の育ちの状況を相互に学び合う。

(3) 教職員の交流

○毎年夏季休業期間中に小学校の初任教师が保育所で、1週間の保育実習に臨んでいる。この事は教師にとって保育所の園児の園生活を知る機会となっている。また、保育士も小学校の教育活動に関心を持ち、機会ある度に学校行事や学校公開等を通して教育活動を見学し、保育の参考にしている。

<参考>小学校教師の保育実習の位置づけ

1. 公立小学校の教師は初任者研修が義務づけられており、東京都においてボランテ

ィア活動への参加を必修とした上で研修の手引きにおいてボランティア活動の例示として東京都福祉保健局所管施設での体験研修が示されている。このことを踏まえ、小学校において保育所での保育実習を研修として位置付けて取り組む。

○東京都公立学校初任者研修実施細目 抜粋

(2) 課題別研修

- ①課題別研修は、校外において幅広い経験を得させるため、東京都教育委員会又は区市教育委員会の作成する計画に基づいて、校長が、初任者に課題を選択させて、実施する。
- ②課題は、次のとおりとし、ボランティア活動への参加は必修とする。
 - ア ボランティア活動への参加（必修）（以下略）
- ③校長は、初任者に、上記課題のうちから2～3課題を選択させ、一つの課題につき2～5日程度、合計7日程度（半日を1単位とし、計14単位）の研修を受けさせる。ただし、養成塾修了者には、上記の課題のうちから1課題（ボランティア活動への参加）について2日程度（半日を1単位とし、計4単位）の研修を受けさせる。
- ④課題別研修は、長期休業中に集中して実施することができる。

2. 研修対象の教師は保育所と事前に打ち合わせを行う。

(4) 課程編成・指導方法の工夫

○幼児教育での遊びを通じた総合的な指導から教科教育等を中心とした小学校教育への円滑な移行が可能となるよう、入学当初、生活科と他教科との合科的・関連的な指導を取り入れている。

○平成23年度から完全実施される小学校学習指導要領の生活科の解説において次のとおり示されており、この趣旨を踏まえ、創意工夫を一層進める必要がある。

《小学校学習指導要領解説 生活編 抜粋》

今回の改訂において加えられた、「第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をする」とは、上記の第3と関連が深い。児童の発達の特性和各教科等の学習内容から、入学直後は合科的な指導などを展開することが適切である。例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

このように総合的に学ぶ幼児教育の成果を小学校教育に生かすことが、小1プロブレムなどの問題を解決し、学校生活への適応を進めることになるものと期待される。入学当初の生活科を中核とした合科的な指導は、児童に「明日も学校に来たい」という意欲をかき立て、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をもたらしてくれる。

4 成果

○交流活動を通して保育士は小学校1年生が学ぶ内容や、保育所と異なる小学校の指導方法を知ることができた。そして単に小学校の活動を取り入れるのではなく、それらを踏まえた上で幼児の育ちに即した内容を見極めて保育に取り組むことができるようになった。

○連携によって顔見知りになった小学生は、学校の帰りに保育所に立ち寄ることもある。

このような日常的なかかわりも連携の成果といえる。地域の子ども達の自然なかかわりが生まれると、保護者を通して大人も地域に目が向きそのことが地域力となり、地域全体が子どもの育つフィールドだという意識を共有することにつながる。

- 保育所の園児は交流活動を通して成長を具体的にイメージすることができる。児童は年下の子とかかわることで思いやりの気持ちを育てることができる。

5 課 題

- 保育所も小学校も職員の異動があるため、交流の意義や方法などを組織として定着させて行く必要がある。
- 現在は保育所と小学校が独自で行っている交流活動であるが、行政の支援を受けることにより更なる発展が望まれる。

【東京都中央区】

1 地域の状況

- 本区は東京都心に位置し、様々な事業所等が数多く存在しており、昼夜の人口差が大きいという特徴がある。しかし、近年臨海部の大規模集合住宅建設ラッシュに伴い、区全体としては人口増に転じている。
- 本区に所在する幼稚園はすべて公立であり、かつ小学校と同一敷地内にあるという特色を生かした連携を進めている。

【区内の幼稚園数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：13（公立：13）
小学校数：16（公立：16）
（参考）
保育所数：15（公立：12 私立：3）

2 取組のねらい

- 幼稚園、小学校での教育について情報交換をすることにより、教師の資質向上を図るとともに、小学校への円滑な接続を図っていく。
- それぞれの教育課程、指導計画等をもとに、年間の交流及び連携計画をたて、幼児、児童及び教師の交流を推進していく。

3 実践の展開

（1）連携概要

- 幼児と児童の交流、教師同士の交流等を実施する。特に、幼稚園と小学校が同一敷地内にある利点を生かし、日常的な交流が行われている。
- 連携する幼稚園、小学校において、生活習慣のつながり、集団の遊び、学習の接続の視点等から教育課程の編成や指導法を工夫する。

（2）子ども同士の交流活動

- 幼稚園、小学校が同一敷地内にあるため、休み時間等には遊びを通しての交流が見られる。まさに、自然発生的な交流であるといえる。
- さらに、お互いの行事に招待し合ったり、特別活動では、たてわり班活動を充実させたりするほか、生活科をはじめ様々な学習において、一緒に活動することを計画的に行っている。
- 活動に当たっては、幼児がお客さんとなることなく、ともに学び合うことができるような活動を心がけている。
- これらの活動を通して、幼児は小学生に憧れの気持ちを抱くとともに将来の目標をもつ。また、小学生は幼児のお世話を通じて自分に自信をもつということが期待できる。

（3）教職員の交流

- 教育委員会主催の保育所を含めた幼・保・小連絡会を年2回開催（1月と6月）し、それぞれの立場から情報交換するとともに、相互の要望を出し合う場となっている。保育所には保育所所管部局が開催の案内をしている。
- さらに、地区の実態や課題に対応するとともに近接した幼稚園・保育所・小学校の連携をより深めるため、教育委員会主催の地区別の（日本橋、京橋、月島）幼・保・小合同研修会を年1回（任意）実施している。
- 教育委員会が主催する研修会の他、各施設においても積極的な交流が図られている。
 - ・小学校の校内研修会や研究会に幼稚園教師が参加し、児童の成長や変容、あるいは幼稚園教育で身に付けたいもの等について意見交換している。

- ・幼稚園と小学校が同一敷地内にあり、相互に日々の活動を見ることで相互理解が深まっていている。特に、小学校教師は1年間を通じて幼稚園での幼児の生活の様子を知ることができ、入学後の指導に生かすことができる。また、幼稚園教師は小学校での生活を知るとは修了間際の幼児の指導に有益であるとともに、担任した幼児の成長する姿も見ていくことができる。
- ・さらに、教師同士の日常的な交流を通じて意見交換しやすい雰囲気がつくられている。

（４）課程編成・指導方法の工夫

- 幼稚園の様々な活動が、小学校のどの教育活動につながっていくのかを相互理解し、その上でそれぞれの教育課程を編成する必要がある。
- どちらかが一方的に要望するのではなく、幼稚園と小学校がそれぞれの立場から盛り込みたい内容を提案し、調整を図るべきである。
- これらを踏まえつつ、各施設での課程編成や指導方法の工夫に資するとともに、家庭と連携した接続期の教育の一層の充実を図るため、中央区においてリーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして 保育所・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携」を作成した。

【概要】

- ・「0歳から小学校入門期までの発達」の項目を設け、子どもの発達の過程の大きな流れを示すとともに、保育所・幼稚園のねらい、基本的な生活習慣や主体的な態度などの幼児期に育てたいことを記載
- ・保育所、幼稚園での生活が小学校以降の生活にどのようにつながっていくのかについて、①生活習慣のつながり、②集団での遊び、③学習の接続の観点から記載

4 成 果

- 幼稚園、小学校を連続した9年間と捉えることにより、双方の意見を出し合いながら、段階的な指導計画を作成することが可能となった。
- 教師同士の相互理解があるため、保育や授業での交流だけでなく双方の研究会等への参加も日常的に行われるようになり、結果として教師一人ひとりの資質が向上した。

5 課 題

- 小学校の幼稚園教育への理解や配慮がまだまだ十分ではない。特定学年との交流等、要望を一方的に幼稚園に伝え、「連携」をしているという地域があることから、「連携」とはそれぞれの役割を果たした上に成り立つものであることを周知徹底する必要がある。
- 年間を見通した計画的・継続的な交流であること。イベント的なものや単発的なものばかりであってはならない。
- 幼児・児童や教師同士の交流だけでなく、家庭教育との連続性を考えなければならない。そのためには、保護者の視点を計画に反映させていく必要がある。

【大阪府門真市内の私立幼稚園】

1 地域の状況

【市内の幼稚園数・小学校数及び内訳】

H20.4.1 現在

幼稚園数：12（公立：4 私立：8）
小学校数：15（公立：15）
（参考）
保育所数：16（公立：7 私立：9）

2 取組のねらい

- 交流活動を通し、小学校進学への期待を膨らませ、親子共に安心して入学を迎えられるようにする。
- 教師間交流を行うことで一人ひとりの子どもの理解を深め、入学前及び入学後の姿を相互理解する。
- 卒園後の育ちを見守り、幼稚園の教育活動の見直しをする。

3 実践の展開

（1）連携概要

- 私立幼稚園である本園では、教育委員会を通じた連携ではなく、本園と各小学校という施設間での連携を行っている。
- 本園は門真市・大阪市・大東市・東大阪市との境界にあり、例年20校ほどの小学校へ進学するため、連携活動は地元3小学校を主としている。教師間の交流については地元3小学校を中心に、必要に応じて小学校全校と行っている。進学前の引継ぎだけでなく進学後の連絡会を幼稚園からお願いし、幼稚園教育を振り返る機会をもっている。
- 本園独自の活動として、1年生対象の「小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート」を実施し、幼稚園教育の改善に生かしている。
- 幼児期から児童期までの子育て支援と幼小連携活動の必要性を啓発するために、年2回幼小連携機関紙を発行し、在園児と6年生までの卒園児及び各小学校・教育委員会へ送付している。こうして、卒園後も卒園児や保護者が園の行事に参加しやすいようにしている。

（2）子ども同士の交流活動

年間を通し、地元3小学校との交流ができるようにカリキュラムに取り入れ、5歳児を基本に小学生とのかかわりをもつ。一回限りのイベントにせず、できるだけ同じ児童との継続したかかわりがもてるようにする。

<取組例>

- | | |
|-----|--|
| 6月 | 小学校児童会活動への招待を受けて年長児が参加する。児童が企画したゲームをグループに分かれ参加する。学校によっては、小学生との合同グループを作って回ることもある。 |
| 11月 | 小学校の作品展を見学して校内で遊ぶ。小学生と幼児の混合グループを作り一緒に遊んだり、教室を案内してもらったりする。 |
| 1月 | 幼稚園の餅つき大会に5年生を招待する。グループに分かれて餅つきをするだけでなく、季節に合った遊び（カルタ、凧上げ、こま回し、書き初め、縄跳び、ドッジボールなど）を楽しむ。 |
| 2月 | 地元3小学校に小学校見学に行く。1年生の授業を参観・参加し、特別教室や保健室、職員室など学校特有の場所を見る。学校によってはグループに分かれ児童が案内してくれることもある。 |

（３）教職員の交流

- 地元３小学校が中心ではあるが、多数進学している小学校や見守りが必要な児童のいる小学校とはできるだけ連携を行う。
- 幼稚園の教師が小学校の生活を感じ取れるよう小学校の行事や参観に参加する機会を大切にしている。

<取組例>

- 7月 可能な小学校とは進学した子どもについての連絡会を行う。
- 8月 地元小学校の新任教师が幼稚園の施設見学をする。
- 1月 小学生との餅つき大会の目的、活動内容などを打合せする。
- 2月 小学校の教師（教頭や特別支援学級担当者など）が進学予定者の様子を見学する。その後個人の発達や配慮点などについての連絡会を行う。進学することや小学校生活に不安を感じている保護者と小学校をつなぎ、三者で共通理解をする。
- 3月 子どもの特性や配慮点などを進学予定の小学校に伝え、小学校入学当初の指導の参考にしてもらう。

（４）課程編成・指導方法の工夫

- 1年生対象の「小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート」を実施し、教育課程の改善に生かしている。
- 幼小連携機関紙を発行し、運動会や祭り、小学生の参加可能な幼稚園開放日の案内をして、幼稚園に参加できる機会をつくっている。

<取組例>

- 4月 学級担任が入学式に参加する。
- 5月 幼稚園開放日「にこにこパーク」を実施する。普段は6歳までを対象としているが、年に2回（5月と11月）は小学生の参加できる内容を取り入れる。
- 6月 小学校の参観日に幼稚園の教師が参加する。
- 7月 幼小連携機関紙を発行・送付する。
1年生対象の同アンケートを送付する。
幼稚園の夏祭りに招待する。
- 8月 1年生対象の同窓会を行い、同アンケートを回収する。
- 10月 小学校校長に幼稚園の運動会を参観していただく。卒園児も参加できるプログラムを取り入れる。幼稚園の教師が小学校の運動会を参観し、子どもの様子を知る。
- 11月 アンケート結果を在園児保護者に配布する。結果を見た感想も回収し、まとめて報告をする。
小学校のオープンスクールを幼稚園の教師が参観する。
- 1月 幼小連携機関紙を発行・送付する。1年生にはアンケート結果を同封する。
- 2月 小学校校長に年長児保護者対象の講演会（小学校の生活についてや入学に向けての心構えなど）をしてもらう。
- 3月 小学校校長に幼稚園の卒園式に参加してもらう。幼稚園の教師が地元小学校の卒業式に参加する。

4 成 果

【園児】

- 小学校に行くだけでも教室や校庭を見たりチャイムを耳にしたり、また児童や小学校教師が気軽にかかわることで小学校というものを自分なりに理解するようになり、進学への不安が減り期待が増しているように感じる。

- 小学生から刺激を受け、憧れの気持ちを持ったり経験したことを遊びに取り入れたり、異年齢児とのかかわりの中でその力を発揮している。
- 幼稚園の教師が小学校の生活を知り、年長クラスの保育に少しずつ反映していくことで小学校との段差が緩やかになり、移行しやすくなっているように思う。

【保護者】

- アンケート結果や感想などからも、小学校のことを子どもが理解することで保護者自身の不安が減っていることがわかった。
- 幼小連携機関紙での学校紹介や卒園児の近況報告を見て、保護者自身が自分の姿を振り返ったり小学生の様子に興味をもつ、よいきっかけとなっている。
- 幼稚園の教師が少しずつ小学校のことを理解するようになり、保護者とのかかわり方や懇談内容などを工夫することで、保護者が幼稚園と小学校の違いを受け入れやすくなり、負担が減っているように感じる。

【教師】

- 児童会活動や参観などの行事に参加したり、教師間交流活動を通して小学校生活を目にすることで、小学校・小学生への理解が進んだ。
- 「幼稚園で育てる」という完結を求めるのではなく、幼稚園から小学校への流れを感じられるようになり、卒園後の子どもの姿から幼稚園の在り方を振り返るようになっている。

5 課 題

- 私立幼稚園と公立小学校との連携ということで、なかなか進まないことが現実である。こちらからの投げかけを受け入れてもらえる小学校教師の理解が必要で、連携活動の必要性がお互いを感じられるように活動を進めていかなければならない。
- 小学校と幼稚園、それぞれの生活の流れ、活動の目的、援助の仕方や子どもの発達への考え方など様々な点においてお互いを知っていく必要性を強く感じる。まずはお互いの生活への参観・参加を行い、互いを知っていくことから始める必要がある。
- 幼稚園が行っている幼小連携機関紙の発行や卒園児へのアンケートなど、小学校や保護者へ啓発していけるところを今後も活かしていく。
- 私立幼稚園が多くを占めている大阪府の特色を踏まえると、幼小連携が公立同士だけの活動にならないように必要性を発信しながら活動を進めていく必要がある。また同時に幼稚園と保育所との交流を図り、共に小学校との連携を求めていきたい。

（参考）

1. 小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート

卒園した1年生親子対象に7月に行っている。平成20年度の質問内容については下記の通り。アンケート結果は在園児の保護者、近隣の小学校や教育委員会にも配布している。

- 子ども対象の質問
 - ・小学校は楽しいですか？
 - ・友だちはできましたか？
 - ・給食は残さず食べていますか？
- 保護者対象の質問
 - ・幼稚園生活を振り返っていかがですか？
 - ・幼稚園と小学校の違いで戸惑ったことは？
 - ・幼稚園教育に望むことは？
 - ・小学校教育に望むことは？
 - ・幼小連携についてどう思いますか？

2. 幼小連携機関誌

幼児期から児童期までの子育て支援と幼小連携活動の必要性を啓発するために、年2回（7月・1月、A2版、オールカラー刷り）発行し、在園児と6年生までの卒園児及び各小学校・教育委員会へ送付している。編集に当たっては毎号編集委員が内容を検討し、多数写真を載せることでそれぞれの様子が伝わりやすくしている。

○記事の内容

- ・ 園長先生のメッセージ
 - ・ 幼小連携活動の様子
 - ・ 幼稚園の活動報告
 - ・ 先輩保護者の子育て奮闘記
 - ・ 同窓会の様子
 - ・ 小学校紹介、校長先生のインタビュー
 - ・ 保護者会活動報告
 - ・ 卒園児の近況報告
 - ・ 先生の子ども時代の話
- など

(補足資料)

各地域における事業等一覧

1 教職員の交流

地域等名	事業等名	概要
栃木県	幼・保・小教職員相互職場体験研修	幼児教育センターが私立幼稚園、保育所も対象とした研修として平成14年度より行っている。小学校と近くの幼稚園・保育所が協力し、互いに教職員を相手方に派遣し職場体験を行う。
	幼・保・小教職員合同研修	教職員が子どもの姿や指導の在り方等の具体的なテーマについて合同で協議する。実際の指導に生かすことを目的に入学後の早い時期に開催している。
山口県	幼児教育長期研修	小学校の教員を1年間幼稚園に派遣し（夏季休業中等の一定期間、保育所での研修を含む）、幼児期の指導及び幼児期の育ちを踏まえた小学校低学年での指導の在り方について研修し、本県における幼保・小一貫指導の推進に資する人材を育成することを目的としている。
阿久比町 (愛知県及び阿久比町)	保育所体験研修と保育士・幼稚園教師による小学校学習指導補助	各施設での子どもの生活の様子や教育内容を教師・保育士が知ることから始め、子どもの育ちは幼保小と分かれているのではなく連続しているという認識に立ち、それぞれの成長の過程での指導の在り方を考える機会とする。
横浜市	幼・保・小教育連携研修会	幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の教職員を対象に実践に基づいた保育や教育の研究発表を通して相互理解を深め、より充実した教育連携を図ることを目的に実施している。
	幼・保・小教育交流事業	全区（18区）を対象とし、各区が地域の実態に応じて取り組んでいる。
大津市	幼児教育ゼミナール	幼児教育の今日的課題について講演会や分科会を設定し研修する。
	幼年期教育部会	大津市教育研究所が主催する自主参加の研究会であり、市内の公立保育所から幼稚園、小学校の教師が一同に集える共通部会である。
松本市 (松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校)	幼稚園長・保育所長・小学校長合同懇談会	幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の管理職の立場にあるものが一堂に会して協議することを通して、幼児教育の一層の充実と発展を図るために、地方公共団体と関係団体が連携して研修として実施している。
	小学校教師の幼稚園・保育所への参観・保育体験研修	幼稚園・保育所から小学校への子どもの『滑らかな接続』を図るために、小学校教師が園へ行って園児の遊びの姿や保育士の支援の在り方等を学び、それぞれの教育が繋がっていることを理解し、小学校での支援に生かす機会としている。
	幼稚園・保育所の教職員の小学校参観と懇談	小学校への入学に際して、入学先の学校と個々の子どもの情報を連絡する機会、入学後の子どもの授業への取組の様子を見聞きする懇談を通して、子どもの育ちの支援のあり方を考え合う機会としている。
	幼保小の交流教育を取り入れた公開授業を柱とする研究集会	幼年期の子どものために、研究ならびに事業を行い、その振興発展を図ることを目的として昭和39年に発足し、以後毎年実施している。

	の開催	
東京都中央区	幼・保・小連絡会	情報交換や相互の要望を出し合う場となっている。年2回開催。
	地区別の幼・保・小合同研修会	地区の実態や課題に対応するとともに近接した幼稚園・保育所・小学校の連携をより深めるため、年1回（任意）開催している。

2 課程編成・指導方法の工夫

地域等名	事業等名	概要
山口県	指導資料「つながる子どもの育ち」	山口県教育の基本目標である「夢と知恵を育む教育の推進」の具現化を図るための指導体制づくりの一環として、保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行を図るため、子どもの育ちや学びを連続的にとらえ、一貫した指導を行う際の手がかりとなる指導資料『つながる子どもの育ち』を策定した。
横浜市	幼児教育研究事例集の作成	幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園、小学校の教師及び保育所の保育士で実践した内容を取り上げ、子どもの育ちの連続性の観点から合同で研究し、幼児教育研究事例集を作成し、保育・教育に反映する。
	幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会	幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の教師や保育士を対象に、子どもの育ちと学びの連続性を確保することを目的に、幼児教育と小学校教育との接続に関する研修会を実施している。

3 その他

地域等名	事業等名	概要
愛知県（愛知県及び阿久比町）	「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子の作成	教職員の相互理解を深め、各施設での連携の参考となるよう「子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方」の冊子を作成している。
横浜市	幼児教育推進協議会	「幼児教育推進協議会」を設置し、幼児教育と小学校以降の教育の充実及び連携の推進を図るための協議を年2回実施している。
	幼・保・小教育交流事業（「1 教職員の交流」再掲）	行政区を単位とした18区すべての地区において、教職員の相互理解を深めるとともに幼児教育と小学校以降の教育の連携と充実を図るための交流事業を実施している。
	幼・保・小連携推進地区事業	幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指し、各施設が協働で連携教育に取り組み、その成果を区内の幼児教育及び小学校教育に反映させることを目的として実施している。
大津市	「開かれた学校園づくり推進校園（校種間連携・接続の改善）」事業	幼児期における教育の成果が、小学校につながっていくことが大切であることから、教師が、幼児と児童の実態や指導のあり方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、連携の強化を図ることを目的としている。
北九州市	幼保小連携事業	子どもの発達や学びの連続性を踏まえた計画的な指導

		や交流活動など、より効果的で質の高い連携のあり方について、実践校区において実践・研究を行う。
松本市 (松本市及び芝沢小学校区内の公立保育所と公立小学校)	幼保小の連携についての実態調査	全幼稚園・全保育所・全小学校に幼保小の連携にかかわるアンケート調査を実施し、市全体の状況を把握しながら、公開研究授業内容や研究協議の議題に盛り込むなどしている。
	全市統一した「保護者向け入学の手引き」の作成と配布	園児・児童、保護者に関わってきた保育士・小学校担任の立場から、入学にあたっての留意事項等を盛り込んだ保護者向け手引書を作成・配布している。
	「小学校入学予定児童調査用紙」の作成と活用	次年度、小学校入学について指定校入学か指定校以外の学校への入学か等を確認するために、共通の調査票を作成し、小学校との連携に生かしている。(幼稚園・保育所から6月に保護者あてに配布・調査)

(参考)

○都道府県の調査研究事業を活用して連携を推進している事例

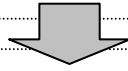
地域等名	事業等名	概要
熊谷市 (熊谷市及び吉岡小学校区)	平成18・19年度に埼玉県教育委員会が実施した「幼稚園・保育所(園)と小学校の連携推進事業」の研究を委託	研究テーマを「『生きる力』の基礎、『学び』の基礎の育成—小学校以降の学習と生活の基盤は、幼児期の豊かな遊びと学びから—」と定め、小学校への滑らかな接続を図るための実践的な研究を行う。吉岡小学校区では、研究の中で、連携カレンダーの作成、学校行事や委員会活動等の中での交流活動、生活科の生活科等の教科の中での交流活動等を行った。

○施設間における連携事例

地域等名	概要
東京都大田区内の公立保育所と公立小学校	当園では「互惠」と「学びの連続性」を大切にし、園児と児童の交流活動を中心とした連携に取り組んでいる。交流活動の実施に当たっては、互いに指導計画を持ち寄って打合せを行うなどしている。 子ども同士の交流活動を通して教師と保育士がそれぞれの立場でともに考えることにより、相互の指導方法等の相互理解を深める機会となっている。
大阪府門真市内の私立幼稚園	1年生対象の「小学校入学後の生活や幼稚園生活を振り返ってのアンケート」を実施し、幼稚園教育の改善に生かしている。 幼児期から児童期までの子育て支援と幼小連携活動の必要性を啓発するために、年2回幼小連携機関紙を発行し、在園児と6年生までの卒園児及び各小学校・教育委員会へ送付している。こうして、卒園後も卒園児や保護者が園の行事に参加しやすいようにしている。

保・幼と小における連携

子どもが保育所や幼稚園等から小学校への生活の変化にうまく適応できず、学級がうまく機能しない状況がみられる。

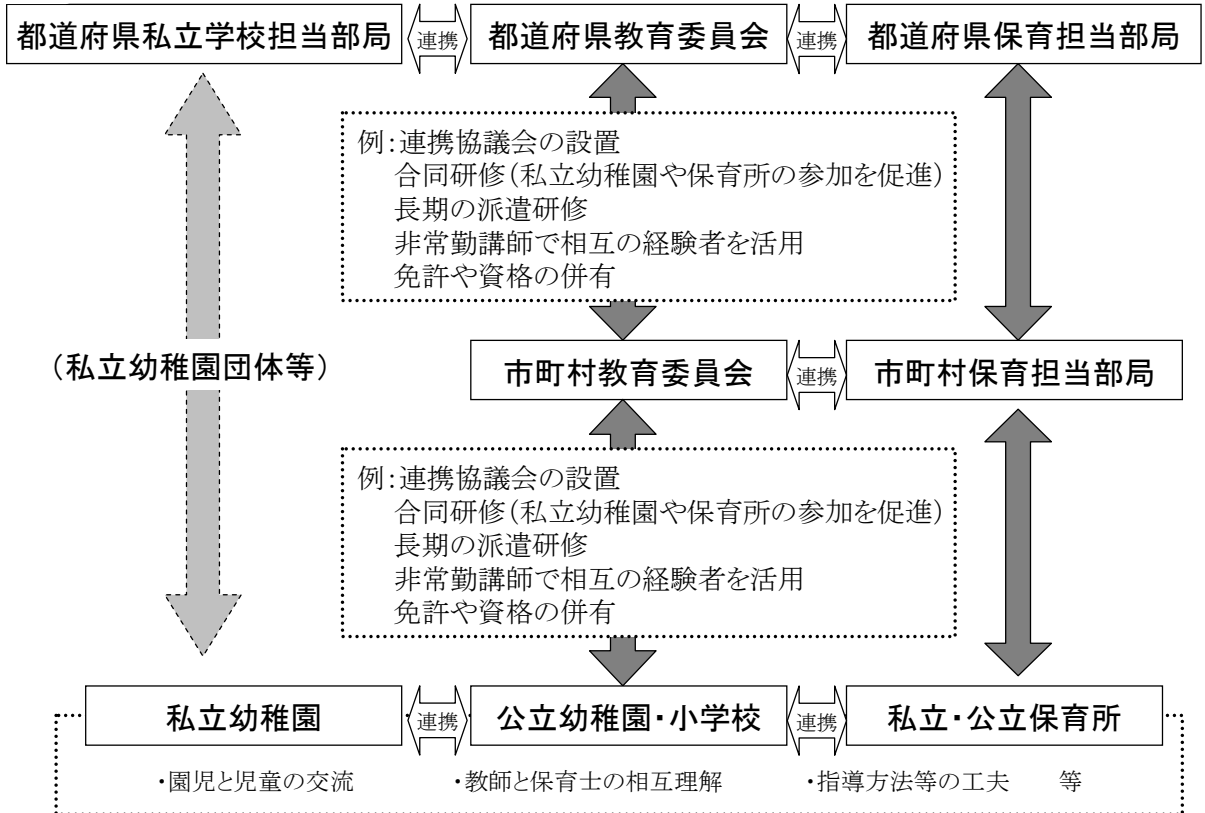


遊びを中心とした保育所・幼稚園等の教育と時間割に基づく教科等の学習を中心とした小学校教育との円滑な接続のため、地域の実情に応じて創意工夫を生かした連携が大切

【地方公共団体の支援の下での連携】

各施設担当部局が連携し、地方公共団体として支援することが大切

<連携例>



【各施設での連携の推進】

計画的・組織的な連携が大切

- ・連携担当者の決定等の体制整備
- ・年間計画の作成
- ・以下の①～③の相互の関連
 - ①園児と児童の双方にとって意義のある交流活動
 - ②保育士と幼稚園、小学校の教師の相互⁶⁸交流を通じた相互理解
 - ③保育課程・教育課程の編成、指導方法の工夫

《参考資料 1》

保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領等（関係箇所抜粋）

【保育所】

○保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働大臣告示）

第一章 総則

3 保育の原理

（一）保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

（二）保育の方法

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

4 保育所の社会的責任

（二）保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第三章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

（四）三歳以上児の保育に関わる配慮事項

ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

（三）指導計画の作成上、特に留意すべき事項

エ 小学校との連携

（ア）子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

（イ）子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

【幼稚園】

○学校教育法

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○学校教育法施行規則

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

○幼稚園教育要領（平成20年3月28日文科科学大臣告示）

第1章 総則

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

【小学校】

○小学校学習指導要領（平成20年3月28日文科科学大臣告示）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、

中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第2章 各教科 第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科 第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

第2章 各教科 第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科 第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第3章 道徳

第2 内容

〔第1学年及び第2学年〕

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

第6章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

【認定こども園】

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準(平成18年8月4日 文部科学省・厚生労働省告示)

第五 教育及び保育の内容

六 小学校教育との連携

認定こども園は、次の1から3までに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(補足資料)

【中学校】

○中学校学習指導要領(平成20年3月28日文部科学大臣告示)

第2章 各教科 第8節 技術・家庭 [家庭分野]

A 家族・家庭と子どもの成長

(3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。

- ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。
- イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して、幼児の遊びの意義について理解すること。
- ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること。
- エ 家族又は幼児の生活に関心をもち、課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の「A家族・家庭と子どもの成長」については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ (3) のアについては、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。(3) のウについては、幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いができるよう留意すること。

第5章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

《参考資料 2》

保育所や幼稚園等と小学校の連携に関する主な答申等における記述

1. 保育所や幼稚園等と小学校の連携

○中央教育審議会（答申）「新しい時代を拓く心を育てるために」－次世代を育てる心を失う危機－
（平成10年6月）

第4章 心を育てる場として学校を見直そう

(1) 幼稚園・保育所の役割を見直そう

(e) 幼稚園・保育所の教育・保育と小学校教育との連携を工夫しよう

幼稚園・保育所から小学校への接続が円滑に行われるようにするため、情報提供の充実や教育内容の一層の連携が求められる。

幼児の親の間には、例えば、「読み書きを覚えさせないと小学校でついていけない」、「小学校で英語教育が始まるから英語教室に通わせる必要がある」、「小学校へ入ったら遊びは終わり」といった不安や誤解もあると言われる。小学校は、幼稚園・保育所との連携を図りながら、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要がある。

幼稚園・保育所での活動の中で大きな比重を占める遊びや体験活動は、小学校教育においても効果的に取り入れられていくべきである。そうした点で、小学校低学年で導入された生活科での取組は成果をあげつつあり、その一層の工夫改善が期待される。他方、幼稚園・保育所においては、卒園近い時期に、小学校への入学を念頭に置いて、皆と一緒に教員や保育者の話を聞いたり、行動したりすることができるように指導することも必要である。こうした教育内容・方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善の方途を共に考えることが必要である。

行政において、幼稚園の教員、保育所の保育者、小学校教員との合同の研修を一層充実していくことが必要である。また、各幼稚園・保育所と各小学校間でも、合同の校内研修を実施したり、行事に際して互いの子どもたちを招待するなど、相互の交流に努めてほしい。

○教育振興基本計画（平成20年7月）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

⑤ 幼児期における教育を推進する

【施策】

◇ 幼児教育全体の質の向上

- ・ 幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針を幼稚園・保育所で平成21年から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校の連携を促す。

○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議まとめ）

（平成16年12月 中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議）

1 就学前の教育・保育をめぐる現状と課題

（幼稚園・保育所をめぐる諸課題）

- ・また、子どもの発達は連続していることから、就学前の子どもの対象として、幼児教育・保育を行う施設と小学校との連携強化の必要性が指摘されている。

11 地方公共団体における施設等の認可・監督等の体制

- このため、就学前の教育・保育を行う総合施設については、教育委員会と福祉担当部署との適切な連携に配慮しつつ、地方公共団体の実情に応じて、設置等の認可や監督・管理運営等を行う部署を決定することができるようにすることが適当である。なお、子どもの育ちを一貫して、また、関係機関が連携して支える視点から、小学校を所管する教育委員会や保健・福祉関係機関を所管する部署と幼稚園、保育所、総合施設との連携が図られるようにすることが必要である。

2. 幼稚園と小学校の連携

○教育課程審議会（答申）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（平成10年7月）

I 教育課程の基準の改善の方針

3 各学校段階等ごとの教育課程の編成及び授業時数等

(1) 幼稚園の教育課程の編成及び教育時間等

ア 幼稚園の教育課程の編成

幼稚園においては、幼児の遊びを中心とした楽しい集団生活の中で、豊かな体験を得させ、好奇心をはぐくみ、健康な心と体を育て、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなどの教育を通して、小学校以降の生活や学習の基盤を養う必要があると考える。

4 各教科・科目等の内容

(1) 幼稚園

ウ 小学校との連携

小学校以降の生活や学習の基盤は、様々な人との出会い、自然や事物との触れ合い体験など、幼児期の発達にとって必要な事柄を経験することにより育成されるものである。幼児の指導に当たっては、幼児一人一人が幼児期にふさわしい生活を十分に体験できるようにし、物事に進んで取り組む意欲と自信を身に付けさせるとともに、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うことに十分配慮することが大切である。また、その際には、小学校における生活科などとの関連に留意し、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるよう配慮する必要がある。

○中央教育審議会（答申）「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17年1月）

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

第1節 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

2 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

(1) 小学校教育との連携・接続の強化・改善

遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼稚園等施設と小学校との連携を強化する。特に、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、連携・接続を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上を図る。

具体的には、幼児教育における教育内容、指導方法等の改善等を通じて生きる力の基礎となる幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方策を実施する。

その際、例えば幼稚園においては園児の8割近くが私立幼稚園に在園していることなどを踏まえ、市町村教育委員会が積極的役割を果たすなどして、公立・私立の連携を図りつつ実施することが必要である。

ア 教育内容における接続の改善

- 幼稚園等施設において、小学校入学前の主に5歳児を対象として、幼児どうしが、教師の援助の下で、共通の目的・挑戦的な課題など、一つの目標を作り出し、協力工夫して解決していく活動を「協同的な学び」として位置付け、その取組を推奨する必要がある。
- 遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を生かした学びへ、さらに教科等を中心とした学習へのつながりを踏まえ、幼児期から児童期への教育の流れを意識して、幼児教育における教育内容や方法を充実する必要がある。
- 幼稚園教育要領等で幼稚園等施設と小学校との連携の推進等について、より明確化する必要がある。また、これに関連して、将来的には、学校教育法第1条における学校種の規定順序の在り方についても見直すことが望まれる。

イ 人事交流等の推進、奨励

- 幼稚園等施設の教員等と小学校の教員の合同研修等を通じて相互理解を深め、教員等の資質向上を図り、きめ細かな教育を展開する必要がある。
- 幼稚園等施設と小学校の双方において、非常勤講師等で相互の経験者を活用することや、人事交流を推進するなどの施策を通じ、より一層、双方の教育の質を高める必要がある。
- 加えて、特に幼稚園と小学校との連携に関しては、人事交流や相互理解を進める上で、教員免許の併有を促進する必要がある。例えば、免許法認定講習等の実施方法の改善について、中核市等への実施主体の拡大、都道府県の認定講習等の実施の拡大等を検討することが望ましい。

ウ 「幼小連携推進校」の奨励、幼小一貫教育の検討

- 市町村教育委員会の支援の下に、教員等の人事交流、「協同的な学び」や小学校の生活科等での幼稚園等施設と小学校との合同活動等、連携の取組を積極的に行う幼稚園等施設・小学校を、例えば「幼小連携推進校」として奨励し、その成果や課題に関する情報の提供に努めるなど、各地域に適した連携の強化が進むようにする必要がある。
- 幼稚園等施設の教育と小学校教育の一貫性に配慮した教育の在り方について、現在の連携に関する様々な取組の進展状況、その検証、学校間連携全体の在り方の議論、幼小一貫教育の必要性などを踏まえながら検討する必要がある。

○中央教育審議会（答申）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月）

6. 教育課程の基本的な枠組み

(4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- 平成19年6月の学校教育法の一部改正において改められた各学校段階の目的や目標等を踏まえ、各学校段階の教育が果たすべき役割は、次のとおりである。
 - ・ 幼稚園教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、規範意識、思考力、豊かな感性と表現力等の芽生えを養うなど、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要な役割を担っている。
 - ・ 義務教育は、子どもの有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという極めて重要な役割を果たしている。このため、義務教育においてはすべての子どもに一定水準以上の教育を保証することが求められる。
- それぞれの学校段階において、その役割をしっかりと果たすことが何よりも重要であるが、それに加え、教育課程の改善に当たっては、発達の段階に応じた教育課程上の工夫の観点から、学校段階間の円滑な接続に留意する必要がある。
- まず、幼児教育と小学校教育の接続については、幼児教育では、規範意識の確立などに向けた集団とのかかわりに関する内容や小学校低学年の各教科等の学習や生活の基盤となるような体験の充実が必要である。他方、小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活への適応、基本的な生活習慣等の確立、教科等の学習への円滑な移行などが重要であり、いわゆる小1プロブレムが指摘される中、各教科等の内容や指導における配慮のみならず、生活面での指導や家庭との十分な連携・協力が必要である。

8. 各教科・科目等の内容

(1) 幼稚園

(ii) 改善の具体的事項

(発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実)

a) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

- 小学校での学習や生活への適応の課題を含め、小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る。

○幼児教育振興アクションプログラム（平成18年4月）

第4 目標及び具体的施策

3. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標3 各都道府県において、少なくとも1例以上、幼稚園と小学校間の長期にわたる派遣研修もしくは人事交流を実施する。

(1) 小学校教育との連携・接続の強化

① 教育内容・方法の充実

- (ア) 国は、幼稚園において小学校以降の生活や学習の基盤を培う指導（特に、5歳児を対象とした「協同的な学び」の実施等）を一層充実するため、幼稚

園教育要領の改訂を検討する。

- (イ) 地方公共団体は、域内の幼稚園が小学校教育との移行に配慮した教育課程・指導計画等を策定・実施できるよう、例えばモデルカリキュラムを策定するなど、各種支援に努める。
- (ウ) 国は、生涯を通じた食育の重要性をふまえ、幼児期から望ましい食習慣等を身に付けられるよう、幼稚園教育要領の改訂を検討するなど、幼稚園における食育を推進する。

② 教員の長期派遣研修・人事交流の推進

- (ア) 都道府県は、政策プログラムにおいて、幼稚園教員と小学校教員の相互の免許併有率の目標値の記載に努める。
- (イ) 地方公共団体は、例えば以下のような長期（6ヶ月以上）にわたり派遣する研修もしくは人事交流の実施に努める。
 - ＜公立小学校と私立幼稚園間＞
都道府県・市町村と受入幼稚園は、連携・協力して、公立小学校教員を私立幼稚園に長期にわたり、派遣する研修を実施 等
 - ＜公立幼稚園と公立小学校間＞
都道府県と市町村は、連携・協力して、公立幼稚園教員と公立小学校教員との間で人事異動を伴う人事交流を実施 等
- (ウ) 国は、幼稚園教員と小学校教員の長期派遣研修・人事交流が適切に行われるよう、その仕組みや研修内容等についてガイドラインを策定する。
- (エ) 地方公共団体は、幼稚園教員と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に5歳児の担任と小学校1年の担任を中心に、保育参加・授業参加を通じた合同研修の実施に努める。

③ 幼小連携の明確化・制度化

- (ア) 国は、幼児教育と小学校教育の具体的な連携方策を教育課程上明確にすべきとの中央教育審議会における意見を踏まえ、幼稚園教育要領において、幼児教育と小学校教育の連携（以下「幼小連携」という。）の推進に関する記述の明確化を検討する。
- (イ) 国は、子どもの発達や学びの連続性の重要性に鑑み、学校教育法における幼児教育の在り方などを含め、幼小連携の在り方について検討する。
- (ウ) 国は、幼小連携を一層推進するため、教員・生徒間交流などの面での幼小連携の成果や課題に関する情報の提供に努めるとともに、幼小一貫教育についても検討する。
- (エ) 地方公共団体は、幼小連携の理解を深め、幼児の小学校への円滑な接続を図るため、地域の幼児教育の関係者と小学校等の関係者による連絡協議会を設けるなどして、連携・協力体制の整備に努める。

3. 保育所と幼稚園の連携

○中央教育審議会（答申）「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について」（平成17年1月）

第3章 幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方

第1節 幼稚園と保育所の連携の推進

- 学校である幼稚園と児童福祉施設である保育所には、その目的や機能において違いがある。

従来から、幼稚園は、希望するすべての3歳以上の幼児を対象とした教育施設として、保育所は、保護者の就労等で「保育に欠ける」0～5歳児を対象とした児童福祉施設として、異なった目的・機能等を持つ施設として、それぞれの整備・充実を図ってきた。

- 一方、両施設とも、小学校就学前の幼児を対象に教育・保育を行う施設であり、近年は少子化の進行、共働き世帯の一般化などに伴う保育ニーズの多様化を背景として、文部科学省と厚生労働省では、両施設の連携を進めてきた。

具体的には、施設の共用化、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教諭・保育士の資格の併有の促進、合同研修などを実施してきた。また、構造改革特別区域における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例等の措置を行ってきた。

- 第1章及び第2章で述べたとおり、今後の幼児教育の在り方として、幼稚園等施設が家庭や地域社会と連携して総合的に幼児教育を推進するため、また、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るためには、小学校就学前の子どもの育ちを、幼稚園と保育所とで区別することなく保障していく必要がある。この意味においても、今後とも、幼稚園と保育所の連携を進める必要がある。

○幼児教育振興アクションプログラム（平成18年4月）

第4 目標及び具体的施策

1. 幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用の促進

目標 1 幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備する。

(1) 幼稚園と保育所の連携の促進

① 研修の充実

国及び地方公共団体は、認定こども園等幼稚園と保育所の連携を研修の一つのテーマとして取り上げ、幼稚園と保育所の関係者がともに参加する機会の充実に努める。

② 幼稚園教諭・保育士の資格の併有の促進

国及び地方公共団体は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進するための施策の充実に努める。

③ 教育・保育内容の整合性の確保

国は、幼児教育の実施にあたり、幼稚園教育要領と保育所保育指針における教育・保育の目標やねらい、指導事項等の内容の整合を図る。

④ 窓口の一本化

地方公共団体は、小学校就学前の子どもの育ちに関する保護者向けサービス窓口等について、事務の一元的な対応に努める。

⑤ 相互理解の促進

国及び地方公共団体は、幼稚園・保育所の関係者の意見交換や相互の交流を更に進め、それぞれが積み上げてきた経験の共有に努めるとともに、相互理解を促進する。

○保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月）

(1) 保育実践の改善・向上

ねらい 養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

④地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

《参考資料3》

保育所や幼稚園等と小学校の連携における成果と課題 (調査研究事業報告書等より)

1. 幼児・児童の交流

① 成果

- ・ お互いに育ち合うような交流の積み重ねにより、交流がイベント的なものではなく、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっている。
- ・ 小学生は事前・事後の学習を通して、園児との交流体験への思いや願いを膨らませたり、自分自身の成長を感じたりすることができた。
- ・ 園児が小学校への期待を高めることができた。
- ・ 子ども同士の交流の中で、それぞれの発達段階に応じた思いやりの気持ちがはぐくまれた。

② 課題

- ・ 各施設においてそれぞれ教育課程や保育課程を編成しており、日常的な交流を実施するためにはこれらを事前に調整する必要がある。
- ・ 子ども同士の交流を年間計画に位置付ける必要がある。
- ・ 事前・交流を通じた体験・事後のつながりを大切にして体験を深める必要がある。
- ・ 保育所、幼稚園、小学校のそれぞれの子どもにとって意義のある交流になるよう、それぞれの目標を明確化する必要がある。
- ・ 低学年だけでなく、中・高学年においても互いに育ち合うような交流を行う必要がある。
- ・ 交流活動について、保護者や地域の方々にも幅広く理解を求めていくことが重要である。
- ・ 子ども同士の交流活動は地理的な条件等により困難な場合もあることから、地域の実態に応じた交流活動の在り方を検討する必要がある。

2. 教師・保育士の交流

(1) 交流

① 成果

- ・ 保育所、幼稚園、小学校が就学前教育と小学校の接続の視点から情報交換ができた。
- ・ 相互の保育参観や授業参観を通し、子どもの学びの連続性について共通認識を持つことができた。
- ・ 教師の指導や教材などの共通点や相違点が明確になり、発達や学びの連続性を再認識できた。
- ・ 小学校において、保育所や幼稚園からの学びの連続性で子どもの成長を捉え、「～ができない」から「～ができるようになった」という肯定的な評価観が生まれた。
- ・ 合同研修、合同保育・授業等を通して、互いの幼児・児童観や指導観についての共通理解を深めることができた。

② 課題

- ・ 保育所、幼稚園、小学校の勤務形態が異なっているため、合同研修の時間を確保することが難しい場合が多い。
- ・ 指導者相互の交流を深めるため、日常的な連携方策の構築が必要である。
- ・ コーディネーターを中心とし、地域の実態に応じた連携を図る必要がある。
- ・ 一部の教師や保育士同士の連携に終わらず、学校・園全体の取組となることが重要である。

- ・ 保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領について教師と保育士が共通理解を図る必要がある。
- ・ 各施設の役割や資格の違い等により連携に対する意識が異なる。

(2) 人事交流等

① 成果

- ・ 相互職場体験は、保育所、幼稚園、小学校が指導内容・指導方法の在り方をともに検討するための土台作りとなった。
- ・ 保育体験を通して、小学校の教師は入学前の幼児の様子や発達過程等を理解することができた。
- ・ 人事交流教員のいる幼稚園や小学校での保育や授業の公開を通して、効果的な保幼小連携の取組を広めることができた。

② 課題

- ・ 相互職場体験等の事前打ち合わせや日程調整等に係る時間の確保が難しい。
- ・ 低学年担当者中心の人事交流から他学年担当者へと、その交流の範囲を広げていく必要がある。
- ・ 教職員が少ない園や学校もあり、人事交流の参加や受け入れの配置が難しい場合がある。
- ・ 幼稚園と小学校の両方の免許の取得手段は確保されているものの、取得希望者が少ない。

3. 小学校教育への円滑な接続のための課程編成の工夫

① 成果

- ・ 年長児後半から小学校入学期までの学びの連続性を意識し、その時期に育てたい力を明確にできた。
- ・ 基本的な生活習慣の指導方針を共有することもできた。
- ・ 互いの教育内容や指導方法の違いを前提に、それぞれの施設の役割を再認識できた。
- ・ 保育所と幼稚園が5歳児のカリキュラムを共有することにより、同じ目線で教育活動を展開することができた。

② 課題

- ・ 発達や学びの連続性を踏まえた指導内容や指導方法を一層工夫する必要がある。
- ・ 育ちの連続性を系統的に捉えるために、それぞれの発達に応じた具体的な行動目標（望む子ども像）を幼稚園、小学校共同で作成することが望ましい。
- ・ カリキュラムの作成及び更新のためには、協議会の定例開催が必要である。

4. その他

① 成果

- ・ 保護者から安心して小学校に入学できるとの声があった。
- ・ PTA、地区子ども会活動の協力により、保護者同士のつながりができた。
- ・ 教員養成大学との連携による学生のボランティア参加は、教育現場の実態を理解し、教師の専門性や役割について学ぶ機会となった。

② 課題

- ・ 人事異動等で連携の状況が変わることのないよう、組織的な連携を図る必要がある。
- ・ 市町村等、行政の支援が必要である。
- ・ 園便りや学校便り、ホームページ等を活用し、園や学校の取組を積極的に情報発信しながら、地域や保護者の啓発を進める必要がある。

《付属資料》

「保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議」

委員名簿

(平成21年3月現在)

青柳 宏	宇都宮大学教育学部准教授
東 重満	学校法人 東学園 美晴幼稚園長
大野 直子	山口県教育庁義務教育課指導主事
嶋田あけみ	大田区立久が原保育園長
中川 修一	台東区立千束小学校長
藤原 和子	千代田区立番町幼稚園長
○松寄 洋子	埼玉学園大学人間学部准教授
師岡 章	白梅学園短期大学保育科教授
○ 主査	